令和4年度
整備主任者研修 法令研修資料

【四国運輸局地域教材】

四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課

目　　次

第一章　整備事業・検査業務関係

1	指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令について 〔令和3年10月15日　報道発表資料〕	1
2	自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示について(「検査用スキャンツール」の技術的な基準) 〔令和3年10月15日　報道発表資料〕	9
3	車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について ～電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説します～ 〔令和4年8月19日　報道発表資料〕	12

第二章　独立行政法人自動車技術総合機構関係

1	審査事務規程の一部改正について（第37次改正） 〔令和3年6月30日　報道発表資料〕	18
2	審査事務規程の一部改正について（第39次改正） 〔令和3年8月31日　報道発表資料〕	19
3	審査事務規程の一部改正について（第40次改正） 〔令和3年9月30日　報道発表資料〕	20
4	審査事務規程の一部改正について（第42次改正） 〔令和4年1月31日　報道発表資料〕	21
5	審査事務規程の一部改正について（第43次改正） 〔令和4年3月29日　報道発表資料〕	23
6	自動車技術総合機構からのお知らせ	24
7	OBD検査の導入に向けた事前準備について	26

第三章　軽自動車検査協会関係

1	軽自動車検査協会の業務等について	35
2	Internet Explorerサポート終了に伴うお知らせ	36
3	構内・検査コースの事故防止について	37
4	お願い	38
5	警告灯が点灯又は点滅している自動車について	40
6	受検者の皆様へ	41
7	すれ違い用前照灯の計測方法の変更について	44

8	検査の高度化機器の本格運用を行います	46
9	諸元測定した車両の写真撮影について	48
10	車両番号標取付け注意喚起について	49
11	申請案内サイトの公開について	50
12	ＯＣＲの記載について	51
13	持込検査を受ける認証工場の皆様へ	52
14	軽自動車ＯＳＳ開始のお知らせ	53
15	構内徐行運転にご協力ください	55
16	申請者の皆様へ	56
17	次回自動車重量税額照会サービスへのアクセス方法	57

第四章　参考資料

1	自動車特定整備事業者の遵守事項について	59
2	景品表示法の概要について（消費者庁パンフレット「事例でわかる景品表示法」抜粋）	62
3	中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き（令和４年４月１日版　中小企業庁）	69
4	問合せ一覧（令和４年８月時点）	97
5	定期点検の間隔及び自動車検査証の有効期間に関する整理表	102

指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令について

１．背景

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要です。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和３年 10 月以降の新型車を対象に、令和６年 10 月から電子的な検査（車検）を開始(※)することとしています。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等に対し、新たに電子的な検査を行うための機器（検査用スキャンツール）を備えなければならないこととします。

（※）輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和４年 10 月以降の新型車を対象に令和７年 10 月から検査を開始

２．改正概要（省令）

⑴　指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号）の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

①指定自動車整備事業者（大型特殊自動車及び二輪の小型自動車のみを対象とする整備事業者を除く。）が備えるべき自動車検査用機械器具として、「検査用スキャンツール」を規定する。【第２条関係】

②「検査用スキャンツール」について、現時点で検査結果に影響を与える不具合が起こる可能性が低いことから、校正を受けなくても良いものとする。【第 12 条関係】

③検査の基準及び指定整備記録簿の項目に電子的な検査を追加する。【別表第２及び第３号様式関係】

⑵　軽自動車検査協会に関する省令（昭和 47 年運輸省令第 52 号）の一部改正

・軽自動車検査協会について、⑴①と同様の改正のほか、所要の改正を行う。【第 13 条関係】

⑶　総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成 26 年国土交通省令第 13 号）の一部改正

・指定点検整備事業者について、⑴と同様の改正のほか、所要の改正を行う。【第７条、第８条及び第４号様式関係】

⑷　経過措置

①令和５年４月１日以降、改正後の基準により指定自動車整備事業に係る指定及び届出（検査用スキャンツールに係るものに限る）を行うことができるものとする。

②指定点検整備事業者について、同様の経過措置を規定する。

３．スケジュール（予定）

公布：令和３年１０月１５日

施行：令和６年１０月１日（ただし、２．（４）については令和５年４月１日）

○国土交通省令第六十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の三十一、第九十四条の二第一項、第九十四条の五第四項、第九十四条の十（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二条の二第十二項において準用する場合を含む。）及び第百四条並びに総合特別区域法第二十二条の二第十一項及び第七十一条の規定に基づき、指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令

（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第一条　指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（検査の設備の基準） **第二条**　法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。 一　（略）	（検査の設備の基準） **第二条**　法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。 一　（略）

二　対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、大型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車が含まれていない場合にはリ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。

イ～チ　（略）

リ　検査用スキャンツール

２　（略）

（自動車検査用機械器具の校正）

第十二条　指定自動車整備事業者は、第二条第一項第二号（リを除く。）の自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録校正実施機関」という。）が行う校正（以下「登録校正」という。）を受けるものとする。

２　（略）

別表第二（検査の基準）（第八条関係）

	検査の実施の方法
（略）	（略）
二　装置に関する検査（その1）	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。 （略）　（略） (11)　速度表示灯の表示の誤差　速度試験機 (12)　車載式故障診断装置の診断の結果　検査用スキャンツール
（略）	（略）
四　装置に関する検査（その3）	次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 （略） (15)　自動運行装置

二　対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはへ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。

イ～チ　（略）

（新設）

２　（略）

（自動車検査用機械器具の校正）

第十二条　指定自動車整備事業者は、第二条第一項第二号の自動車検査用機械器具について、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録校正実施機関」という。）が行う校正（以下「登録校正」という。）を受けるものとする。

２　（略）

別表第二（検査の基準）（第八条関係）

	検査の実施の方法
（略）	（略）
二　装置に関する検査（その1）	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。 （略）　（略） (11)　速度表示灯の表示の誤差　速度試験機 （新設）　（新設）
（略）	（略）
四　装置に関する検査（その3）	次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。 （略） （新設）

第三号様式を次のように改める。

第三号様式（指定整備記録簿）（第十条の二関係）

指　定　整　備　記　録　簿

○点検及び整備の概要等

○検査機器等による検査

制動力					前照灯		前部霧灯	警音器
前軸	前前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N	取付高さ	右 cm	左 cm	cd	聴感・テスタ デシベル
		左 N		N/kg				速度計の誤差	排気騒音
	前後軸	右 N	軸重 kg	左右差 N				＋・－ km/h	聴感・テスタ デシベル
		左 N		N/kg					
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N	光軸	下 cm	下 cm	OBD 検査結果 良・否	C O %
		左 N	N/kg	N/kg					
	後後軸	右 N	軸重 kg	左右差 N		左・右 cm	左・右 cm	タイヤの振れ 良・否	H C 4 2 ・特殊 ppm
		左 N	N/kg	N/kg					
計		N	車両重量 kg	N/kg	光度	主× 100 cd	主× 100 cd	サイド・スリップ イン・アウト mm	黒煙・粒子状物質 撮影・テスタ % m-1
手動		N		N/kg		副× 100 cd	副× 100 cd		
走行テスト等の方法と結果									

○目視等による検査

構造	① 最低地上高	□
	② 最大安定傾斜角度	□
	③ 最小回転半径	□
装置	① 原動機及び動力伝達装置	□
	② 走行装置	□
	③ 操縦装置	□
	④ 制動装置	□
	⑤ 緩衝装置	□
	⑥ 燃料装置及び電気装置	□
	⑦ 車枠及び車体	□
	⑧ 連結装置	□
	⑨ 乗車装置及び物品積載装置	□
	⑩ 前面ガラスその他の窓ガラス	□
	⑪ 騒音防止装置	□
	⑫ ばい煙等の発散防止装置	□
	⑬ 灯火装置及び反射器	□
	⑭ 警報装置	□
	⑮ 指示装置	□
	⑯ 視野を確保する装置	□
	⑰ 走行距離計その他の計器	□
	⑱ 防火装置	□
	⑲ 内圧容器及びその附属装置	□
	⑳ 自動運行装置	□
	㉑ その他	□

○自動車検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

自動車の種別		用途	自家用・事業用の別	車体の形状	車名	型式	乗車定員	最大積載量
普通・小型・軽・大特			自家用・事業用				人	kg
車両重量	車両総重量	原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	その他
kg	kg		cm	cm	cm	kW l	ガソリン・軽油 LPG・その他	

○依頼者の氏名等

受付年月日	年　月　日
依頼者の氏名又は名称及び住所	

（備考）

（依頼者の依頼事項）

初度登録年月又は初度検査年月	
年　月	
検査の年月日	
年　月　日	
自動車検査員の氏名	
保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号	保安基準適合標章交付
	有・無
限定保安基準適合証の番号	

（日本産業規格 A 列３番）

備考

（１）「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果（限定保安基準適合証を交付した場合にあつては、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分）、必要となつた整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。

a　車台番号

b　自動車登録番号又は車両番号

（２）前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄の記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。

（３）一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄の記載にあつては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。

（４）「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄の記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「**N/kg**」の文字に代えて「**%**」の文字を表示し、「**N**」の文字に代えて「**kg**」の文字を表示すること。

（５）「目視等による検査」欄には、別表第二の構造に関する検査のうちのロ、装置に関する検査（その **2**）及び装置に関する検査（その **3**）の項目についての検査結果を記載すること。

第四号様式を次のように改める。

第四号様式（指定整備記録簿）（第十条の二関係）

指定整備記録簿

○点検及び整備の概要等

○検査機器等による検査

	制動力		前照灯			前部霧灯	警音器
				右	左		
前軸	N	軸重 kg	取付高さ	cm	cm	cd	聴感・テスタ デシベル
後軸	N	軸重 kg / N/kg	光軸	下 cm / 左・右 cm	下 cm / 左・右 cm	速度計の誤差 ＋・－ km/h	排気騒音 聴感・テスタ デシベル
計	N	車両重量 kg / N/kg	光度	主× 100 cd / 副× 100 cd	主× 100 cd / 副× 100 cd	タイヤの振れ 良・否	C O % / H C 4～2 ppm
走行テスト等の方法と結果							

○目視等による検査

構造	①	最低地上高	□
	②	最大安定傾斜角度	□
	③	最小回転半径	□
装置	①	原動機及び動力伝達装置	□
	②	走行装置	□
	③	操縦装置	□
	④	制動装置	□
	⑤	緩衝装置	□
	⑥	燃料装置及び電気装置	□
	⑦	車枠及び車体	□
	⑧	連結装置	□
	⑨	乗車装置及び物品積載装置	□
	⑩	前面ガラスその他の窓ガラス	□
	⑪	騒音防止装置	□
	⑫	ばい煙等の発散防止装置	□
	⑬	灯火装置及び反射器	□
	⑭	警報装置	□
	⑮	指示装置	□
	⑯	視野を確保する装置	□
	⑰	走行距離計その他の計器	□
	⑱	防火装置	□
	⑲	内圧容器及びその附属装置	□
	⑳	その他	□

○自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

車体の形状	自家用・事業用の別	車名	型式	乗車定員	車両重量	車両総重量
	自家用・事業用			人	kg	kg
原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	その他
	cm	cm	cm	kW l	ガソリン・軽油 その他	

○依頼者の氏名等

受付年月日	年　月　日
依頼者の氏名又は名称及び住所	

（備考）

（依頼者の依頼事項）

初度検査年月	
年　月	
検査の年月日	
年　月　日	
自動車検査員の氏名	
保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号	保安基準適合標章交付
	有・無
限定保安基準適合証の番号	

（日本産業規格 A 列３番）

備考

（１）「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果（限定保安基準適合証を交付した場合にあつては、限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分）、必要となつた整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。

a　車台番号

b　車両番号

（２）「前軸」、「後軸」及び「計」の欄の記載にあつては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「**N/kg**」の文字に代えて「**%**」の文字を表示し、「**N**」の文字に代えて「**kg**」の文字を表示すること。

（３）前照灯が一灯である場合には、「取付高さ」、「光軸」及び「光度」の欄の記載にあつては、「右」の欄に記載すること。

（４）「目視等による検査」欄には、別表第二の構造に関する検査のうちのロ、装置に関する検査（その **2**）及び装置に関する検査（その **3**）の項目についての検査結果を記載すること。

（軽自動車検査協会に関する省令の一部改正）

第二条　軽自動車検査協会に関する省令（昭和四十七年運輸省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（軽自動車の検査設備の基準） **第十三条**　法第七十六条の三十一の国土交通省令で定める検査設備の基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　軽自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。 イ～チ　（略） リ　検査用スキャンツール ２　（略）	（軽自動車の検査設備の基準） **第十三条**　法第七十六条の三十一の国土交通省令で定める検査設備の基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　軽自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。 イ～チ　（略） （新設） ２　（略）

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正）

第三条　総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令（平成二十六年国土交通省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（点検の基準） **第七条**　（略） ２　前項第四号の点検は、次に掲げる基準に適合する設備を用いて行うものとする。 一　（略） 二　対象とする種類の自動車を点検することができる自動車点検用機械器具であって、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはヘ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。 イ～チ　（略） リ　検査用スキャンツール 三　（略） ３　（略） （自動車点検用機械器具の校正） **第八条**　前条第二項第二号（リを除く。）の自動車点検用機械器具は、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、指定自動車整備事業規則第十二条第一項に規定する登録校正実施機関が行う校正を受けたものでなければならない。 ２　（略）	（点検の基準） **第七条**　（略） ２　前項第四号の点検は、次に掲げる基準に適合する設備を用いて行うものとする。 一　（略） 二　対象とする種類の自動車を点検することができる自動車点検用機械器具であって、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはヘ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。 イ～チ　（略） （新設） 三　（略） ３　（略） （自動車点検用機械器具の校正） **第八条**　前条第二項第二号の自動車点検用機械器具は、国土交通大臣の定める技術上の基準に適合するよう、備付け又は前回の校正の日から一年以内に、指定自動車整備事業規則第十二条第一項に規定する登録校正実施機関が行う校正を受けたものでなければならない。 ２　（略）

第四号様式を次のように改める。

第四号様式（指定点検整備記録簿）（第十三条関係）

指定点検整備記録簿

○点検及び整備の概要等

○自動車点検用機械器具等による点検

制動力						
前軸	前前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N		
		左 N		N/kg		
	前後軸	右 N	軸重 kg	左右差 N		
		左 N		N/kg		
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N		
		左 N		N/kg		
	後後軸	右 N	軸重 kg	左右差 N		
		左 N		N/kg		
計		N	車両重量	N/kg		
手動		N	kg	N/kg		
走行テスト等の方法と結果						

前照灯			前部霧灯	警音器
	右	左	cd	聴感・テスタ デシベル
取付高さ	cm	cm	速度計の誤差 ＋・－ km/h	排気騒音 聴感・テスタ デシベル
光軸	下 cm	下 cm	OBD点検結果 良・否	CO %
	左・右 cm	左・右 cm	タイヤの振れ 良・否	HC 4㌢・2㌢・特殊 ppm
光度	主× 100 cd	主× 100 cd	サイド・スリップ イン・アウト mm	黒煙・粒子状物質 視認・テスタ % m^{-1}
	副× 100 cd	副× 100 cd		

○目視等による点検

構造			
	①	最低地上高	□
	②	最大安定傾斜角度	□
	③	最小回転半径	□

○自動車検査証の記載事項との照合

自動車の種別		用途	自家用・事業用の別	車体の形状	車名	型式	乗車定員	最大積載量
普通・小型		貨物	自家用				人	kg
車両重量	車両総重量	原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	その他
kg	kg		cm	cm	cm	kW l	ガソリン・軽油 LPG・その他	

○依頼者の氏名等

受付年月日	年　月　日
依頼者の氏名又は名称及び住所	

（備考）

（依頼者の依頼事項）

初度登録年月
年　月
点検及び整備を完了した年月日
年　月　日
自動車点検員の氏名
点検整備済証の番号

（日本産業規格A列３番）

備考

（１）「点検及び整備の概要等」欄は、点検の項目ごとの点検の結果、必要となった整備の概要及び交換した部品を記載するほか、次に掲げる事項を記載すること。
　a　車台番号
　b　自動車登録番号

（２）前軸又は後軸が一軸である場合には、「前軸」又は「後軸」の欄の記載にあっては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。この場合において、三輪自動車であるときは、「右」の欄に記載すること。

（３）一軸である場合には、「前軸」及び「後軸」の欄の記載にあっては、「前前軸」の欄又は「後後軸」の欄に記載すること。

（４）「前軸」、「後軸」、「計」及び「手動」の欄の記載にあっては、制動力の計量単位として、ニュートンのほか、キログラムを用いることができる。この場合においては、同欄中「**N/kg**」の文字に代えて「**%**」の文字を表示し、「**N**」の文字に代えて「**kg**」の文字を表示すること。

（５）「目視等による点検」欄には、指定自動車整備事業規則別表第二の構造に関する検査のうちのロの項目についての点検結果を記載すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は令和五年四月一日から施行する。

（指定自動車整備事業規則の一部改正に関する準備行為）

第二条　道路運送車両法第九十四条の二第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の指定自動車整備事業規則第二条第一項の規定の例により行うことができる。

２　指定自動車整備事業規則第十一条第二号に掲げる事項に変更（検査用スキャンツールに係るものに限る。）が生じた場合の届出は、施行日前においても行うことができる。

（指定自動車整備事業規則の一部改正に関する経過措置）

第三条　施行日において現に道路運送車両法第九十四条の二第一項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（前条第一項の規定による申請又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）に係る指定自動車整備事業規則第二条第一項の規定の適用については、第一条の規定による改正後の同項の規定にかかわらず、施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正に関する準備行為）

第四条　総合特別区域法第二十二条の二第十項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第七条第二項の規定の例により行うことができる。

２　総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第九条第二号に掲げる事項に変更（検査用スキャンツールに係るものに限る。）が生じた場合の届出は、施行日前においても行うことができる。

（総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令の一部改正に関する経過措置）

第五条　施行日において現に総合特別区域法第二十二条の二第十項の規定による指定を受けている者及び当該指定の申請をしている者（前条第一項の規定による申請又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）に係る総合特別区域法に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第七条第二項の規定の適用については、第三条の規定による改正後の同項の規定にかかわらず、施行日以後初めて事業場の位置を変更するまでの間は、なお従前の例による。

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示について

１．背景

近年急速に普及している自動ブレーキ等の電子制御を駆使した自動運転技術について、交通事故防止に大きな効果が期待される一方で、故障時には誤作動等により事故につながるおそれがあることから、使用過程において確実に機能維持を図ることが重要である。

このため、国土交通省では、電子制御装置まで踏み込んだ自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和３年 10 月以降の新型車を対象に、令和６年 10 月から電子的な検査（車検）を開始(※)することとしている。

今般、当該検査の実施に向けて、指定自動車整備事業者等にて備えるべき検査用スキャンツールの技術基準を定めることとする。

（※）輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和４年 10 月以降の新型車を対象に令和７年 10 月から検査を開始

２．改正概要

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成７年運輸省告示第 375 号）の一部改正

・「検査用スキャンツール」の技術的な基準を定めるほか、所要の改正を行う。

（検査用スキャンツールの概要）

・自動車技術総合機構が開発し配布する検査用のアプリケーションをインストールでき、同機構が設置する電子的な検査を行うためのサーバーにインターネット経由で接続する機能があること
・使用に耐えるよう、十分な耐久性があり、円滑に作動すること
・自動車に搭載された車載式故障診断装置と接続し、故障コードが読み取り可能であること
・故障コードの読み取り状況やアプリケーションの画面が表示できること
・検査を実施しようとする車両の情報（型式など）が、入力できること　　等

３．スケジュール（予定）

公布：令和３年１０月１５日
施行：公布日

○国土交通省告示第千三百五十四号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第五十七条第四号の規定に基づき、自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年十月十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成七年運輸省告示第三百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十一章　整備用スキャンツール	**第十一章**　整備用スキャンツール
（接続部） **第六十五条**　整備用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。 一　一車種以上の自動車の車載式故障診断装置と接続できるものであること。 二　制動装置並びに自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサーに係る電子制御装置並びにかじ取装置、前方のエアバッグ、側方のエアバッグ、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る電子制御装置（対象とする自動車に備えるものに限る。）と通信ができるものであること。	（接続部） **第六十五条**　整備用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。 一　一車種以上の自動車の車載式故障診断装置と接続できるものでなければならない。 二　制動装置並びに自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサーに係る電子制御装置並びにかじ取り装置、前方のエアバッグ、側方のエアバッグ、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発煙防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る電子制御装置（対象とする自動車に備えるものに限る。）と通信ができるものでなければならない。
（機能） **第六十六条**　整備用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。 一・二　（略） 三　自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置を備える自動車と接続するものにあっては、対象とする自動車に応じた道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添四十八に規定する情報の読取機能又はこれに相当する機能を備えているものであること。	（機能） **第六十六条**　整備用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。 一・二　（略） 三　自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置を備える自動車と接続するものにあっては、対象とする自動車に応じた道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）別添四十八に規定する情報の読取機能又はこれに相当する機能を備えているものであること。
第十二章　検査用スキャンツール	（新設）
（構造等） **第六十九条**　検査用スキャンツールは、継続検査用ＯＢＤ（細目告示別添百二十四に規定するものをいう。以下この章において同じ。）との接続部、表示部及び入力部を有するものであり、かつ、取扱いが容易なものでなければならない。	（新設）
（耐久性） **第七十条**　検査用スキャンツールの各部は、使用環境による影響を受けにくく、十分な耐久性を有するものでなければならない。	（新設）
（作動） **第七十一条**　検査用スキャンツールの各作動箇所は、円滑かつ確実に作動するものでなければならない。	（新設）
（接続部） **第七十二条**　検査用スキャンツールの接続部は、次の基準に適合するものでなければならない。 一　対象とする自動車の継続検査用ＯＢＤと接続できるものであること。 二　独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が作成する検査に必要となるソフトウェア（以下単に「ソフトウェア」という。）を用いて、かじ取装置、制動装置、自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置、車両接近通報装置及び自動運行装置に係る継続検査用ＯＢＤ（対象とする自動車に備えるものに限る。）と通信ができるものであること。	（新設）

（機能）

第七十三条　検査用スキャンツールは、次の基準に適合するものでなければならない。

一　細目告示別添四十八及び別添百二十四に規定する情報の読取機能を備えていること。

二　自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る継続検査用ＯＢＤが正常に機能する能力を有することを確認するために必要となる電圧を測定する機能を備えていること。

三　ソフトウェアを正常に作動させることができ、かつ、機構の指定する方法によりこれを更新することができるものであること。

四　検査しようとする自動車を特定するために必要な情報並びに第一号及び第二号の機能により取得した情報を、ソフトウェアを用いて機構の使用に係る電子計算機に確実に送信でき、かつ、当該電子計算機から継続検査用ＯＢＤとの通信に必要な情報及び検査の結果を確実に受信できるものであること。

（新設）

（表示部）

第七十四条　検査用スキャンツールの表示部は、表示される内容が容易に読み取れるものでなければならない。

（新設）

（入力部）

第七十五条　検査用スキャンツールの入力部は、検査に必要な情報を入力できるものでなければならない。

（新設）

附　則

この告示は、公布の日より施行する。

令和４年８月１９日
自動車局自動車情報課

車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について

～電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説します～

令和5年1月から車検時等に電子車検証が交付されます。これに伴い、従来の紙の車検証から大きさや様式が変わるとともに、車検証の情報を電子的に読み取る「車検証閲覧サービス」や、国から委託を受けた民間車検場（指定自動車整備工場）が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サービス」を新たに開始します。

自動車ユーザー、自動車関係の業務を担う方々に、電子車検証の仕様や、車検証電子化に伴って令和5年1月から新たに開始するサービスに関する情報をお知らせするため、本日、「**電子車検証特設サイト**」を開設致しました。今後も随時内容を追加していきます。

1.「電子車検証特設サイト」のコンセプト

車検証の電子化は自動車ユーザーや自動車関係の業務を担う方々にとっては大きな変更点となることから、電子車検証についてイラスト等を交えながらわかりやすく解説することを目的としております。

また、自動車ユーザー等が車検証の電子化に関する必要な情報を入手できるよう、電子車検証に関する情報や所要のアプリの入手方法等の情報を集約しました。

2.「電子車検証特設サイト」に掲載されている主なコンテンツ

●電子車検証について
令和５年１月より交付される電子車検証の仕様や記録事項等を掲載

●車検証閲覧サービスについて
電子車検証の IC タグ情報の閲覧・参照及び車検証情報を電子ファイルでダウンロードするためのアプリについての説明やダウンロード方法等を掲載

●記録等事務代行サービスについて
サービスについての説明やサービスの実施可能な事業者の一覧表等を掲載

※サイトの画面イメージについては別紙をご覧ください。

3.「電子車検証特設サイト」の URL・二次元コードはこちら（パソコン・スマホ共通）

https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/

4. 参考

車検証電子化に関する制度面の詳細につきましては、令和4年5月20日付け「道路運送車両法施行規則等の改正について～車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました～」も併せてご参照ください。

⇒https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000131.html

【問い合わせ先】
国土交通省自動車局自動車情報課　鈴木、伊堂寺、近藤　03-5253-8111（内線　42115）
直通：03-5253-8588　　FAX:03-5253-1639

トップページ（※PCのイメージ）

メインビジュアル部

対象者選択部

お知らせ部

リーフレット部

スマホ画面

※画面の構成はPC版と同じです。

メインビジュアル部の画面遷移

自動車ユーザー向けページ（※PCのイメージ）

●電子車検証の仕様や記録事項についてご説明しています

（画面イメージ）

②記載情報の変更

電子車検証では、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎的情報（A）のみの記載となります。その他の車検証情報はICタグ（B）に格納されます。ICタグに格納された情報は、汎用のカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。
二次元コードは券面に印字しますが、従来二次元コードから取得可能であった情報のうち、「自動車検査証の有効期間」のみ確認することはできません。（C）

●閲覧アプリの概要や使い方をご説明しています

（画面イメージ）

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。
利用可能者	車検証原本を所持する者又は提示を受けられる者
動作環境	PC：Windows 10　バージョン21H1、21H2 Windows 11　バージョン21H2 スマートフォン：iOS 14,15、Android 9,10,11,12
主な機能	・車検証情報の閲覧 ・車検証情報ファイルの出力・保存（※オンライン環境でのみ可能） ・リコール情報等の確認（※オンライン環境でのみ可能）

※今後使い方についての動画も追加予定です

2

事業者向けページ（※PCのイメージ）

●記録等事務代行サービスの概要、サービス提供者（記録等事務代行者）になるための手続き、サービス提供者となった場合に利用するアプリについてご説明しています。

（画面イメージ）

記録等事務代行者になるには

特定記録当事務/特定変更記録等事務の委託を受けるには運輸管理部長もしくは運輸支局長の承認を受ける必要があります。申請手続き、申請に必要となる書類については下記の記録当事務代行ポータルのリンクよりご確認ください。

1 委託申請 → 2 承認 → 3 アプリダウンロード → 4 利用開始

記録等事務代行サービスポータルサイト

記録等事務代行ポータルサイトは電子車検証の運用が開始される令和5年1月より開設致します。開設後はオンラインによる記録等事務代行業務の委託申請を行うことが可能となります。
開設前に委託申請を行われる場合は、下記を参照の上手続きを行ってください。

申請される方へ重要なお知らせ

特定記録等事務及び特定変更記録事務の業務を行うには、令和５年１月以降に交付※される電子車検証が必要となります。
※令和５年１月以降運輸支局等において、新規検査、継続検査、構造等変更検査及び登録手続き等、従来「自動車検査証」が交付される手続きを行った場合に電子車検証が交付されます。
また、委託申請については、令和５年１月からオンライン化する予定です。
紙の申請より便利となりますので、オンライン申請を是非ご利用下さい。
なお、紙による委託申請で不備等がある場合には時間がかかりますので、ご理解ください。

記録等事務委託制度について

委託を受けた事業者については下記「記録等事務代行者一覧」を参照してください。

記録等事務代行者一覧(PDF)

記録等事務代行アプリについて

記録等事務代行者において車検証の更新、検査標章等の発行を行うためには、国土交通省から提供する「記録等事務代行アプリ」をインストールし、作業を行う必要があります。

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。
利用可能者	記録等事務代行者（特定記録等事務代行者及び特定変更記録事務代行者）
動作環境	PC：Windows 10、Windows11
主な機能	・車検証情報の更新 ・自動車検査証記録事項帳票、検査標章等の印刷・発行 （車検証情報の更新にはICカードリーダライタが必要です。また、印刷にはプリンターが必要です。）

利用の流れ

1 ID・パスワードを入力 → 2 多要素認証 → 3 車検証の更新 → 4 各種帳票・検査標章の印刷

※GBIZIDについて詳細はこちら＞

周知用リーフレット（表面）

2023年1月4日より

車検証が電子化されます

電子車検証でここが変わる！

A6サイズで
コンパクト

車検証情報は
アプリで確認

記録等事務代行サービスで
一部手続きが出頭不要

国土交通省

電子車検証特設サイト

https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/

※リーフレットデザインは制作中のため変更になる可能性があります。

周知用リーフレット（裏面）

電子車検証とは？

2023 年 1 月 4 日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報は IC タグに記録します。IC タグの情報は汎用のカードリーダーが接続された PC や読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。

表

裏

車検証閲覧アプリ

電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認することができます。

アプリのインストール方法は
準備でき次第特設サイトでご案内します

事業者の皆様へ 記録等事務代行サービス

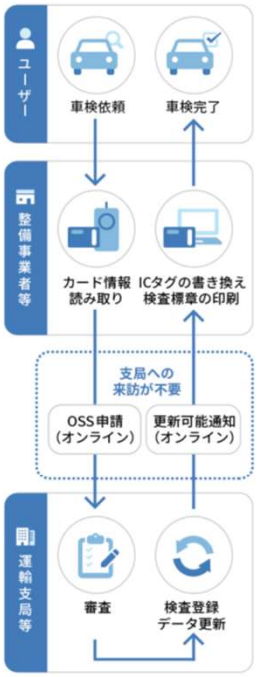

電子車検証に搭載されている IC タグの記録情報の書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局等への出頭は不要となります。運輸支局長等から委託を受けた記録等事務代行者による電子車検証の記録事項の書き換え及び検査標章その他帳票の印刷を可能とする記録等事務代行サービスを新たに構築します。

国土交通省

電子車検証特設サイト

https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/

※リーフレットデザインは制作中のため変更になる可能性があります。

令和 3 年 6 月 30 日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 37 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、令和 3 年 7 月 1 日（１.①については令和 3 年 6 月 30 日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．自動車の検査等関係

① 並行輸入自動車の事前審査書面の技術基準等適合証明書のうち、電子署名されたものの提出方法及び取扱いの明確化［別添 3］

② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

２．自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
ＦＡＸ　０３－５３６３－３３４７

プレスリリース
令和 3 年 8 月 31 日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第 39 次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行います。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○ 乗用車等の座席の衝突等により衝撃を受けた場合における、乗車人員の保護性能に係る基準について、ダミーを搭載した動的試験の導入及び静的試験の要件を強化します。[7-42]

○ 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車等を除く）の、感電防止装置に係る基準について、冠水走行等の水に対する絶縁保護要件等を追加、前面及び側面衝突試験時の要件を強化します。[7-26]

② 審査継続となる場合の明確化について

○ 審査継続となる場合の取扱いの範囲について明確化します。[4-7-3]

③ OBD 検査について

○ OBD 検査に係る対象車等である旨の通知方法について規定します。[5-3-15]

④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

２．自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
ＦＡＸ　０３－５３６３－３３４７

令和 3 年 9 月 30 日

独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 40 次改正）

Ⅰ．改正概要

１.自動車の検査等関係

（１） 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等の一部改正に伴う改正

○ 燃料タンクの注入口等から排気管開口部までの距離の基準を削除します。[7-23、7-25]

２.自動車の型式の指定等関係

（１） 細目告示等の一部改正に伴う改正

○ 試験規程（TRIAS）の新規追加及び一部改正を行います。[別添 1]

① 細目告示に新たに採択された協定規則に対応した TRIAS の新規追加（1 項目）

ア TRIAS 46(2)-R160-01	事故情報計測・記録装置試験（協定規則第 160 号）

② 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（9 項目）

ア TRIAS 09-R141-02	タイヤ空気圧監視装置試験（協定規則第 141 号）
イ TRIAS 09-R142-02	自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第 142 号）
ウ TRIAS 11-R079-03	かじ取装置試験（協定規則第 79 号）
エ TRIAS 12-R152-02	乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 152 号）
オ TRIAS 17(2)R100(1)-02	高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号）（車両））
カ TRIAS 17(2)R100(2)-02	高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号（単品））
キ TRIAS 22(3)-R016(3)-04	座席ベルト試験（協定規則第 16 号（リマインダ））
ク TRIAS 30-R041-03	二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号）
ケ TRIAS 48-R157-01	自動車線維持システム試験（協定規則第 157 号）

Ⅱ．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省令第 59 号）［２．（１）①ア］

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号）［１．（１）、２．（１）②ア～カ、ク、ケ］

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 12 月 25 日国土交通省告示第 1577 号）［２．（１）②キ］

Ⅲ．施行日

令和 3 年 9 月 30 日

プレスリリース
令和４年１月31日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第42次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第１項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行います。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
　○　自動車には後退時車両直後確認装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-108、7-108、8-108]
　○　圧縮水素ガスを燃料とする自動車には、協定規則に適合するラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-25、8-25]
　○　自動車のかじ取装置には、運転者の異常時に自動で停止することができる装置を備えることができることとします。[6-13、7-13]
２．受検車両と書面の同一性確認の明確化について
　○　ラベルにより標示された原動機（電動機に限る。）の型式の確認方法及び取扱いを明確化します。[4-9]
３．新規検査等提出書面審査要領について［別添2]
　○　小型特殊自動車の構造装置を変更し、大型特殊自動車として新規検査等を受けるものについて、事前提出書面審査の対象とします。
４．並行輸入自動車審査要領について［別添3]
　○　届出様式に後退時車両直後確認装置に係る項目を追加します。
５．改造自動車審査要領について［別添4]
　○　届出様式の記載事項について明確化します。
６．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。
７．施行は令和４年１月31日（ただし、３.、４．及び５．の改正については令和４年４月１日より適用）とします。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
ＦＡＸ　０３－５３６３－３３４７

並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和4年4月以降に届出されるものは次の様式が変更になりますので、お知らせします。

① 第２号様式

後退時車両直後確認装置の新設に伴い、当該装置の形式に係る欄を新設します。また、視野確保装置の形式に係る欄を追加します。

② 第6号様式

後退時車両直後確認装置の新設に伴い、当該装置に係る欄を新設します。

※ 変更又は新たに定めた様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能です。

■並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html

トップページを
下方にスクロール

左から2番目の
アイコンをクリック

※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

掲示期限　令和5年1月31日

令和 4 年 3 月 29 日
独立行政法人自動車技術総合機構

審査事務規程の一部改正について（第 43 次改正）

１．改正概要

（１）自動車の検査等関係

① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正

○ 自動車には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR: Event Data Recorder）を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110 の 2、7-110 の 2、8-110 の 2]

○ タイヤ空気圧監視装置を備えた場合の技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11、7-11]

○ タイヤの取付けに関し技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11]

② 新規検査等提出書面審査要領について [別添 2]

○ 後退時車両直後確認装置に係る提出書面等を規定します。

③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（２）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

２．関係する省令等

・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省令第 59 号）

・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号、令和 4 年 1 月 7 日国土交通省告示第 10 号）

３．施行日

令和 4 年 3 月 29 日

自動車技術総合機構からのお知らせ

～秩序維持のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、秩序を維持する観点から、受検者等の方は次の事項を遵守してください。

遵守しない場合は、必要に応じて、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察へ通報するなどの、厳正な措置を行います。

① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
⑤ 受検車両の運転者（1 名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を 4km/h を超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。
⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
⑱ 検査担当者の許可なく敷地等の撮影、録画又は録音をしないこと。
⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
⑳ その他審査業務上又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

自動車技術総合機構からのお知らせ

～検査実施のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。

遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
　ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
　イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
　ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
　エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
　オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
　カ 窓ガラスが取外されていない状態
　キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
　ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
　ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
　コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
　サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
　シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
　ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
　セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
　ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。）
　　（ア） 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
　　（イ） 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
　　（ウ） （ア）又は（イ）に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態

② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。
③ 受検中は自動車検査票を保持すること。
④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。
⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口に提出すること。
⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
⑬ 3 次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

OBD検査の導入に向けた事前準備について

独立行政法人
自動車技術総合機構

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1．OBD検査の概要

車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方について（平成31年3月13日）より

○ 近年、自動ブレーキなど**自動運転技術の進化・普及が急速に進展**しているが、故障した場合には、**誤作動による重大事故**等につながるおそれがあることから、**自動車の検査等を通じた機能確認が必要。**

○ 現在の**自動車の検査(車検)**は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる**電子装置の機能確認には対応していない**。

自動ブレーキ、自動車間距離制御（ACC）新車（乗用車）搭載率

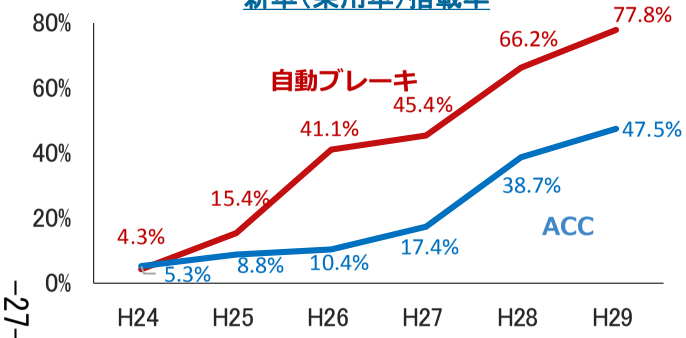

電子装置の不具合事例

- **ACC**を使用して高速道路を走行中、突然、機能が停止し、強い回生ブレーキが作動。
  ⇒ **前方監視用のカメラが偏心**していた
- 上り坂を走行中、**自動でブレーキ**が誤作動し、急減速した。
  ⇒ 自動ブレーキの**レーダセンサの取付角度が設計値より下向き**になっていた。

⇨ **現在の車検では検出できない不具合**

諸外国の状況

EU

- 加盟国に対して**電子装置**を含めた検査実施を推奨（EU指令 2014/45EU）。
- **ドイツ**では2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。

米国

33の州・地区においてOBDを活用した**排出ガス検査**を実施中。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法

車載式故障診断装置（OBD）とは

最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する**「車載式故障診断装置（OBD：On-Board Diagnostics）」**が搭載されている。

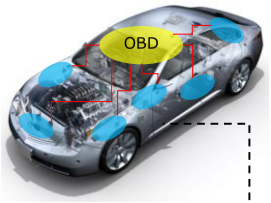

記録された故障コード（DTC）は、**スキャンツール**を接続することにより読取可能。

接続

OBDを活用した自動車検査手法

自動車メーカー

提出

- 故障コード読出に必要な技術情報（**ECU情報**）
- 保安基準不適合の故障コード（**特定DTC**）

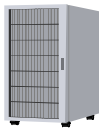

（独）自動車技術総合機構において、「ECU情報」、「特定DTC」を一元管理し、全国の車検場、整備工場へ提供。

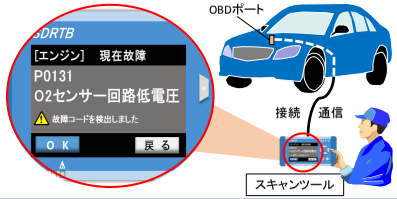

車検時

特定DTC を検出した場合は不合格

対象車両・装置及び検査開始時期

対象

2021年10月以降の新型の乗用車、バス、トラック※1

①運転支援装置※2

アンチロックブレーキシステム（ABS）、横滑り防止装置（ESC）、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②自動運転機能※2

自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③排ガス関係装置

検査開始時期

2024年10月※3

※1 型式指定自動車・多仕様自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車
※2 保安基準に規定があるものに限る。
※3 輸入車は2025年10月

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1．OBD検査の概要

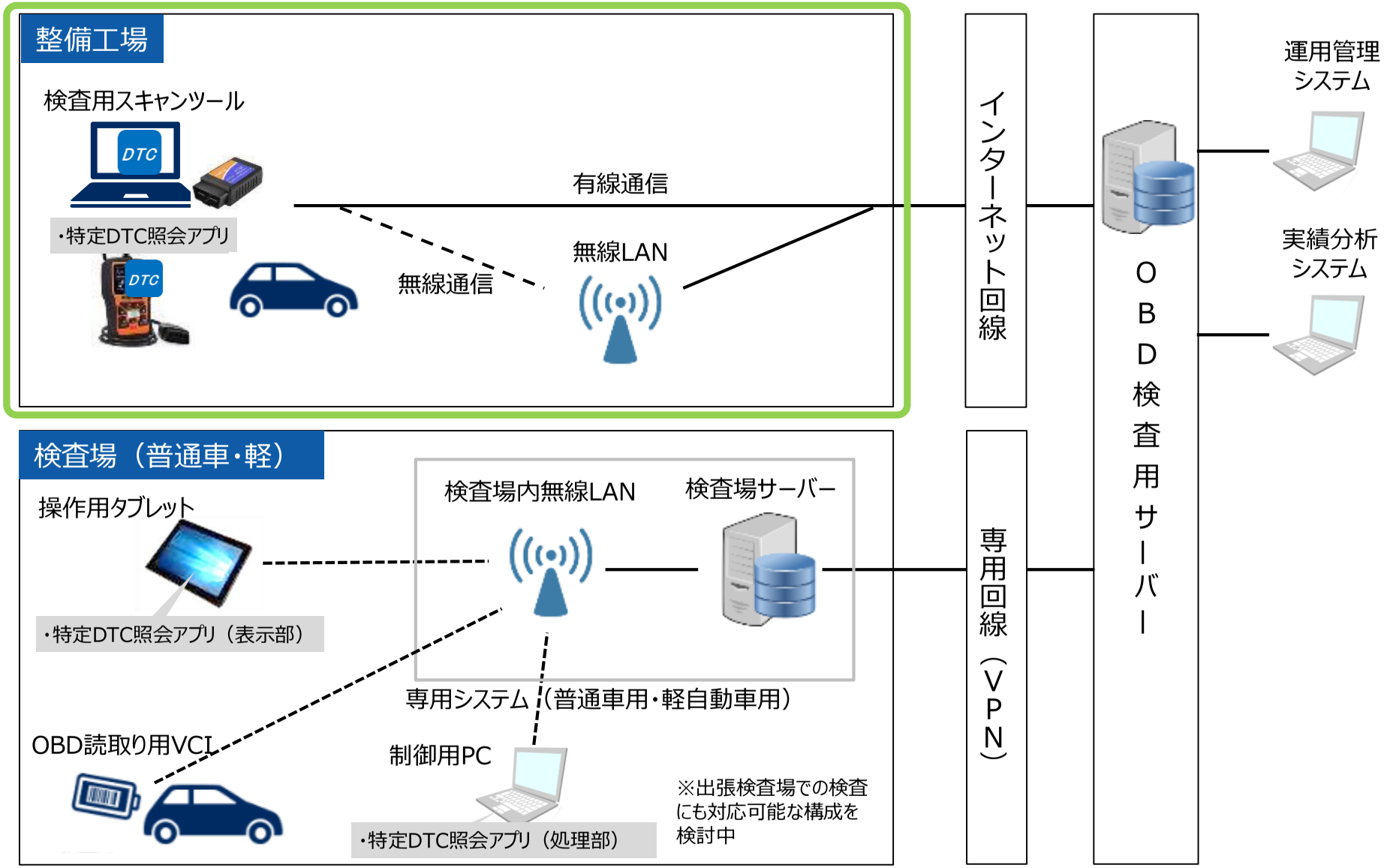

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

2．OBD検査のシステム構成

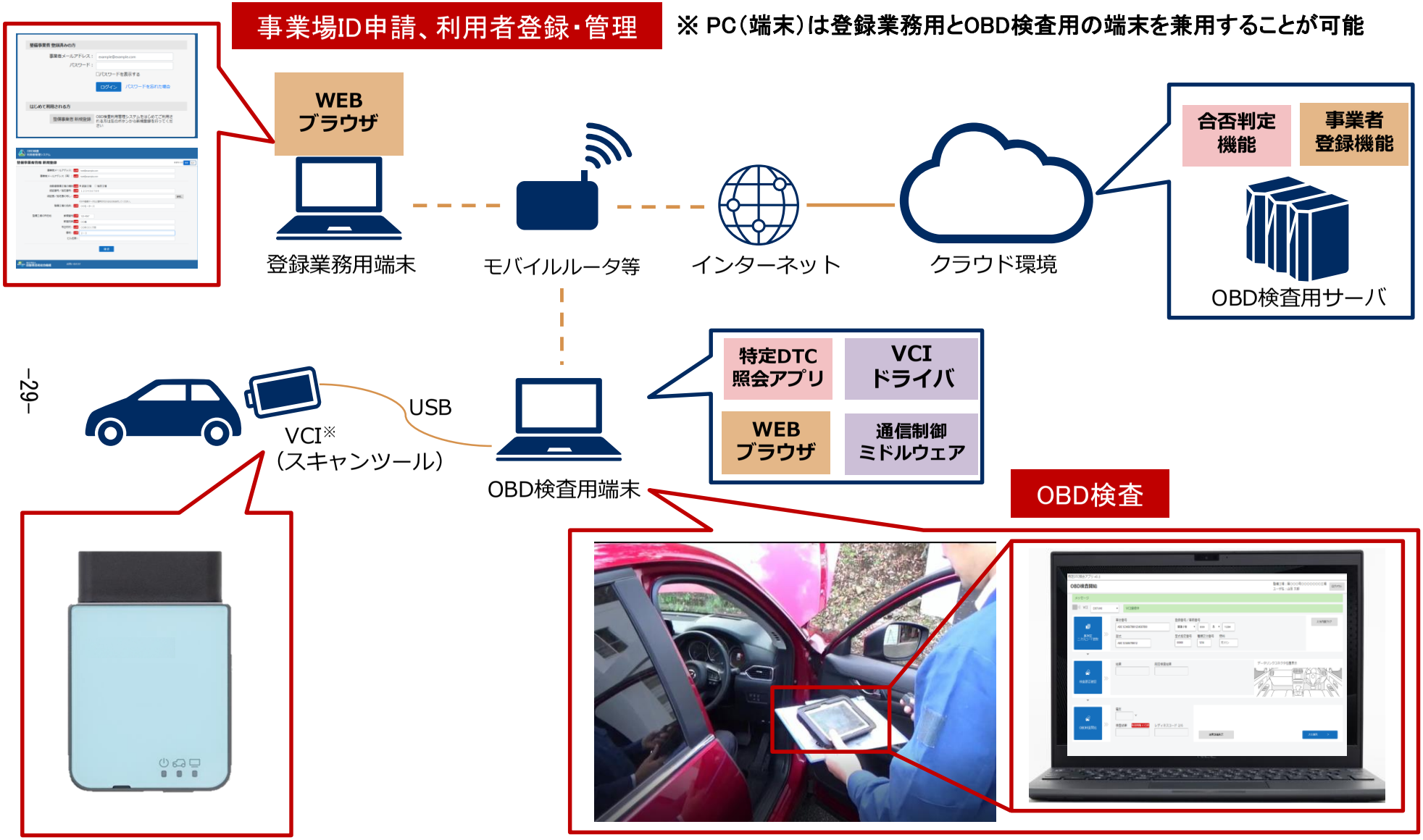

※パソコンと車両の間の通信を中継する装置。スキャンツールの一部。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3．OBD検査の導入スケジュール

【凡例】 ：OBD検査に向けた準備業務
：OBD検査の運用にかかる業務

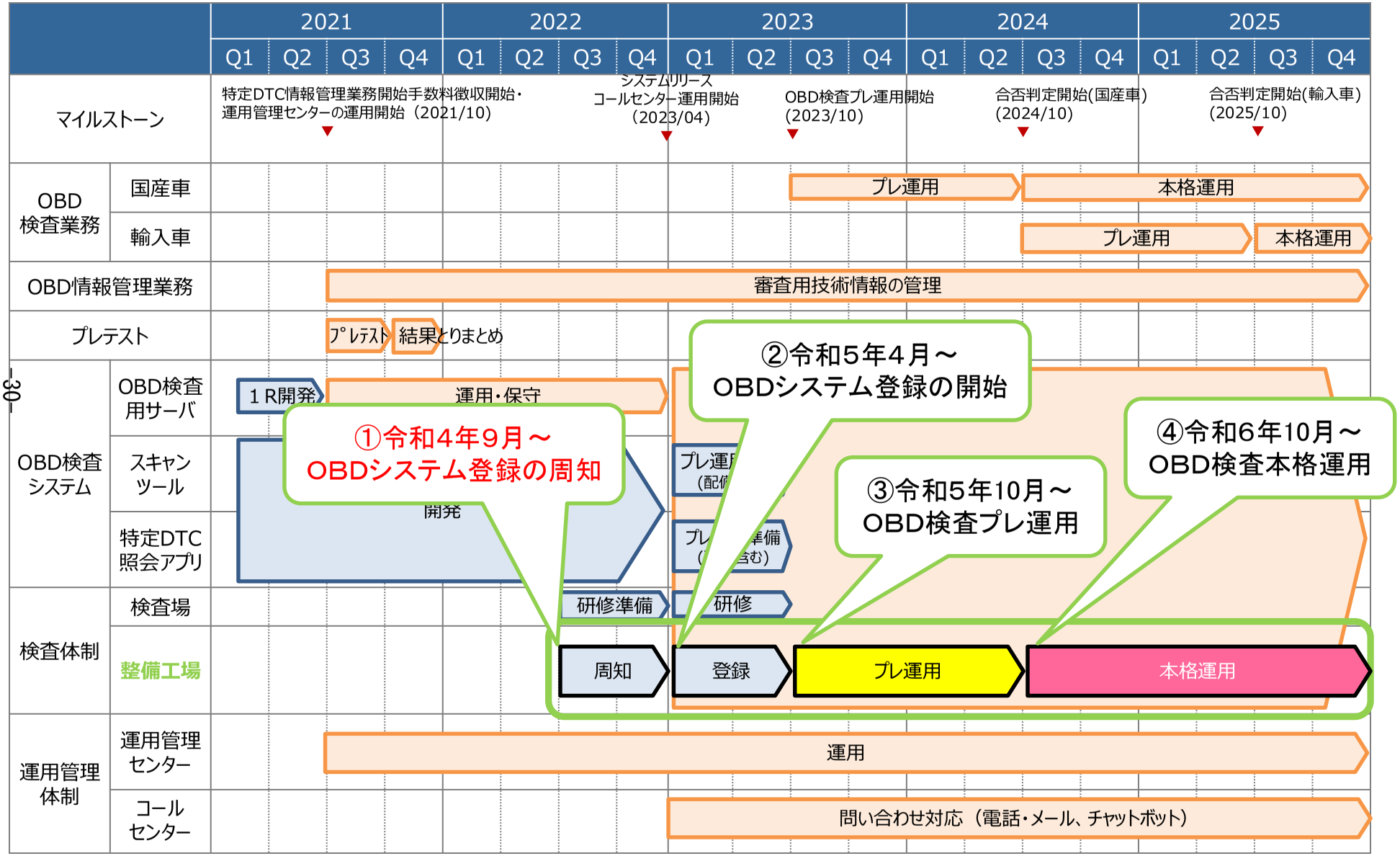

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3．OBD検査の導入スケジュール 【OBDシステム登録の開始（令和5年4月～）】

OBD検査に必要な機器等の準備

【参考】検査用スキャンツールの準備状況

- 令和3年10月、「指定自動車整備事業規則」等が改正され、指定自動車整備事業者等に、新たに電子的な検査を行うための機器（検査用スキャンツール）を備えなければならないことが義務化されました。
- また、同月に「自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準」が改正され、指定自動車整備事業者等にて備えるべき検査用スキャンツールの技術基準を定められました。
- 令和4年6月、「自動車検査用機械器具の基準適合性試験要領（通達）」が改正され、当該通達に基づいて認定を受けた検査用スキャンツールが、OBD検査に使用できることが定められました。
- 今後、スキャンツールメーカーから、検査用スキャンツールの開発や基準適合性の要件確認が行われ、検査用スキャンツールとして認定される予定となっております。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3．OBD検査の導入スケジュール 【OBDシステム登録の開始（令和5年4月～）】

検査用スキャンツールでOBD検査・確認を実施するためには、国による認証を受けている事業場であることを前提に、事前準備としてOBD検査システムの利用のために認証番号（指定事業者の場合は指定番号）等を入力して利用申請したうえで、OBD検査に用いるアプリ（特定DTC照会アプリ）を使用する工員や検査員の登録をする必要があります。

事前準備
（令和5年4月～）

事業場の認証・指定（国への申請）
↓
事業場ID申請（自動車機構への申請）
↓
利用者（工員・検査員等）登録・管理
↓
特定DTC照会アプリインストール
↓
プレ運用（令和５年10月～６年９月）

検査開始
（令和6年10月～）

受入点検
↓
整備
↓
完成検査

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

3．OBD検査の導入スケジュール 【OBDシステム登録の開始（令和5年4月～）】

○ 指定・認証工場は、OBD検査システムを利用するために、令和5年4月以降に、専用ポータルサイトからメールアドレス等を登録して事業場ID登録の申請受付を開始します。

【システムの初回ログインまでの流れ（予定）】

指定・認証工場

OBD検査システム 運用管理センター

【① ポータルサイトから事業場IDの申請】

試作中画面イメージ

メールアドレス：	abc@def.com
管理責任者名：必須	整備太郎
事業場の名称：必須	ＸＸＸ事業場
事業場の略称：	事業場（略称）
	略称は、ログインユーザーの所属名称欄に表示されます。
事業場の所在地：必須	東京都〇〇区〇〇〇丁目〇〇番地〇〇号
事業場の電話番号：必須	xxx-xxx-xxxx
管轄運輸支局：必須	北海道運輸局 / 札幌運輸支局 ⑪
指定番号：必須	xxxxxx
指定書の写し：必須	xxxxx.pdf 参照

❶ 申請受付メール

❷ 申請完了メール（初回ログインURL）
❸ クライアント証明書の招待コード

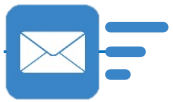

【② クライアント証明書をインストール用ツールをダウンロード】
【③ クライアント証明書をインストール】

【④ OBD検査システムへの初回ログイン】

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

４．OBD検査の導入に向けて

整備事業者の皆さまにご確認いただきたい点

1. 令和5年4月からOBD検査システムがリリース※されます。
   ※ リリースが近くなりましたら、改めて正式なご案内をいたします。
2. OBD検査システムには利用者登録等の準備が必要です。
3. 利用者登録はインターネットからの申請が必要です。
4. 令和5年10月（予定）からOBD検査のプレ運用が可能です。
5. 令和6年10月からOBD検査の本格運用が開始されます。

以上、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

第三章　軽自動車検査協会関係

1. 協会の業務等

（１）業務内容

1. 軽自動車の検査事務
2. 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務
3. 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務
4. 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損額賠償責任共済の契約の締結の確認の事務
5. 前各号の業務に付帯する業務
6. 前各号に掲げるもののほか、軽自動車検査協会の目的を達成するために必要な業務

（２）事務所所在地等

事務所	〒	所在地	ＴＥＬ
香川主管事務所	769-0103	高松市国分寺町福家甲１２５８番地１８ （国分寺流通センター内）	050-3816-3122
徳島事務所	771-1156	徳島市応神町応神産業団地１番地３	050-3816-3123
愛媛事務所	791-1112	松山市南高井町１８１４番地の２	050-3816-3124
高知事務所	781-0270	高知市長浜３１０６番地２	050-3816-3125

（３）業務受付時間

窓口　午前８時４５分から１１時４５分まで、午後１時から４時まで

検査　午前９時から１２時まで、午後１時から４時まで

（土・日・祝日、１２／２９～１／３は休業）

（４）ユーザー車検予約システム（平成２７年１月３０日～）

〇パソコン（インターネット）、スマートフォン、

第３世代以降の機種による携帯電話（WEB）での検査予約

https://www.kei-reserve.jp/

〇固定電話での検査予約（音声案内に従って検査の予約を行います。）

香川主管事務所　050-3818-8669

徳島事務所　050-3818-8670

愛媛事務所　050-3818-8671

高知事務所　050-3818-8672

※ インターネット予約、電話予約とも初回予約時に利用者情報の登録（アカウント登録）が必要です。

Internet Explorerサポート終了に伴うお知らせ

平素より、当協会の軽自動車検査業務にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

Microsoft 社のInternet Explorer（IE）サポートが2022年6月16日に終了するにあたり、
以下の軽自動車検査業務にかかる各システムにおいて「Internet Explorer（IE）」を
ご利用いただけなくなります。
サポート終了にあたり、今後は以下の推奨ブラウザでのご利用をお願い申しあげます。
利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解のほど、よろしくお願い申しあげます.

●軽自動車ＯＳＳ

令和４年６月１０日（金）以降の対応ブラウザ

・Microsoft Edge
・Google Chrome

●軽自動車検査予約システム

令和４年５月３１日（火）以降の対応ブラウザ

・Microsoft Edge
・Google Chrome
・Mozilla Firefox

●次回自動車重量税額照会サービス

令和４年５月３１日（火）以降の対応ブラウザ

・Microsoft Edge
・Google Chrome

構内・検査コースの
事故防止について

お　願　い

　車台番号及び原動機型式の確認の際は、<u>エンジンを停止させ</u>、受検される方がボンネットを開閉し、<u>支持棒により</u>ボンネットを支持させるようにお願いいたします。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お　願　い

リフトの上昇中及び下降中、下回り検査時は、**エンジンを停止**して下さい。

また、リフトが完全に下降するまでは、**エンジンをかけないで下さい。**

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

排気ガス検査時のプローブ保持具の使用について

検査場において、排気ガス測定中にアクセルとブレーキを踏み間違えた後続車両と検査車両との間に受検者がはさまれる事故が発生しております。同様の事故を回避するためにプローブ保持具の使用をお願いしております。プローブを保持具に固定したまま排気管（マフラー）に挿入し、測定完了まで万が一追突されても安全な位置（車の横など）で待機して下さい。排気ガス検査終了後は、プローブ保持具を所定の位置に戻してください。

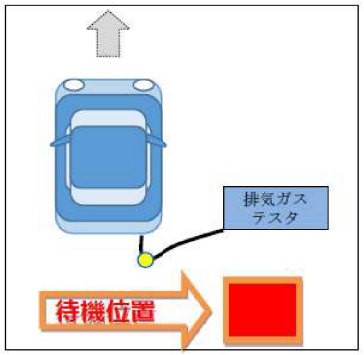

排気管へ挿入しにくい場合は、プローブ挿入補助具をご使用ください。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お　知　ら　せ

外観検査時、エンジンチェックランプの状態を確認します。

例

1. 電源投入時に警報を発するもの
2. 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止するもの
3. 発する警報を運転席において容易に判断出来るもの

1～3を全て満たす事が必要になります

〔OBD規制〕

当該装置の機能に支障が生じた時にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えものであること。なお、次に、掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

イ、　電源投入時に警報を発しないもの
ロ、　電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの
ハ、　発する警報を運転席において容易に判断できないもの

適用年月日

乗　用

新型自動車	適用除外	平成12年10月1日～ 適用（OBD）	平成20年10月1日～ 適用（OBDⅡ）
継続生産車	適用除外	平成14年9月1日～ 適用（OBD）	平成22年9月1日～ 適用（OBDⅡ）

貨　物

新型自動車	適用除外	平成14年10月1日～ 適用（OBD）	平成20年10月1日～ 適用（OBDⅡ）
継続生産車	適用除外	平成15年9月1日～ 適用（OBD）	平成22年9月1日～ 適用（OBDⅡ）

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お願い～検査時車両状態について～

1.荷台等に**物品等が無い状態**で受検して下さい。

2.後部座席・荷室等が確認しやすい状態で受検してください。

皆様のご協力をお願いいたします。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

平成29年1月19日

お　知　ら　せ

警告灯が点灯又は点滅している自動車について

異常等が生じている自動車については修理後に検査することを明確にするため、「検査時における車両状態」として以下の事項を規定しました。

平成２９年２月以降、これに該当しない受検車両については検査を行わないよう規定いたしましたので、確実に修理をした後に受検していただきますようよろしくお願いいたします。

●「検査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

１．空車状態（積載物がない状態）の自動車に運転者１名が乗車した状態であること。

２．原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

①前方エアバック

（例）

②側方エアバック

（例）

③ブレーキ

（例）

④ＡＢＳ

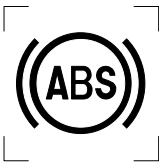

（例）

⑤原動機

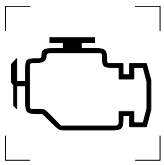

（例）

３．原動機の作動中において運転者席の運転者に警告するブザー類が継続して吹鳴していない状態であること。

４．受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

○　受検者の禁止事項

受検者の皆様へ

自動車検査場においては、次の事項をお守りください。

これら事項が守られていない場合は検査を中断し、受検者に対する退去や自動車の撤去を指示することがあります。

なお、これに応じない場合には、コースの閉鎖や公務執行妨害行為等として警察への通報等厳正な措置をとりますのでご承知ください。

①　暴力、暴言等を行わないこと及び暴力、暴言等の威圧的行為により検査担当者にその場での再検査、合格の判定及び説明等を強要しないこと。

②　検査を受ける自動車の運転者（1 名に限る）以外の者は入場しないこと。

③　検査コース内において、歩行速度以上の速度で通行しないこと。

④　検査コース内において、整備等しないこと。

⑤　検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。

⑥　座り込み、立ちふさがり又は自動車を放置しないこと。

⑦　凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を検査コース内に持ち込まないこと。

⑧　拡声器等の放送設備を使用し、騒音を撒き散らさないこと。

⑨　その他検査業務上又は検査場管理上支障となる行為をしないこと。

⑩　検査中及び検査コース等に所在している間は、喫煙しないこと。

⑪　検査担当者の許可なく検査コース内の撮影、録画又は録音をしないこと。

⑫　検査コース内において、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。

⑬　現車検査中の検査担当者に対して、検査担当者の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。

⑭　他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。

軽自動車検査協会

○受検時の指示事項

受検者の皆様へ

自動車検査場において検査を受ける場合には、次の事項をお守りください。
これら事項が守られていない場合は検査担当者から検査時において、受検者に対し指示が行われます。
なお、受検者がこれに従わなかった場合には、受検車両の検査を行わないことをご承知ください。

「受検に際して必要な指示事項」

① 持込検査中は軽自動車検査票を保持すること。

② 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態とすること。

③ 車台番号及び原動機の型式の打刻は、汚れ等の付着がなく打刻文字等が確認できる状態とすること。

④ 排気管はプローブが挿入できる状態とすること。

⑤ 荷台等は物品等が積載された状態でないこと。

⑥ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等は確認できる状態とすること。

⑦ 窓ガラスは取外された状態でないこと。

⑧ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップ、灯火器等に装着されているカバー等は取外した状態とすること。

⑨ エンジンルーム内の検査を行う場合は、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け、又はキャビンを上げて、支持棒等により保持した状態とすること。

⑩ 窓ガラスの検査を行う場合は、窓ガラスを閉じた状態とすること。

⑪ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。

⑫ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。

⑬ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。

⑭ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。

⑮ 検査機器の表示器による表示（音声案内を含む）又は検査担当者の指示に応じテスタ等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。

⑯ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。

⑰ 検査が終了した場合には、軽自動車検査票に総合判定結果の記入を受け、所定の窓口に提出すること。

⑱ 走行距離計は総走行距離を表示した状態とすること。

⑲ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。

⑳ 画像取得装置を使用して画像の取得を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。

㉑ 検査担当者からの指示により牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。

㉒ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。

㉓ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等については、コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。

㉔ 寸法及び重量を計測する受検車両は、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外し、空車状態とすること。

軽自動車検査協会

○ 不適切な補修等

次の各号に掲げる補修等を行った自動車は、保安基準に適合しないものとする。

(1) 第 4 章及び第 5 章の規定に基づく基準適合性検査にあたり、持込検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

① 装置又は部品の取付け

ア 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による取付け

イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。）

ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け

エ 走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類、発泡スチロールが取付けられているもの

オ 灯火器（審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）

② 装置又は部品の取外し

ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含む。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの

イ 不点灯状態にある灯火（審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等（反射器を除く。）及びその他の灯火をいい、アの灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されていないもの

③ 装置又は部品の補修

ア 粘着テープ類（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による補修

イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの

ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口部が延長又は変更されているもの

エ 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているもの

オ 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの

カ 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの

④ 車体又は装置への表示

ア 貼付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたステッカーを除く。）に記入されているもの

イ 表示された内容が容易に消えるもの

ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの（審査事務規程 7-35-1(8-35-1)(2)の表示を除く。）

(2) 灯火器、審査事務規程 7-107(8-107)の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。

当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

軽自動車検査協会

平成３０年２月９日

お知らせ

すれ違い用前照灯（ロービーム）の計測手法を見直し

平成３０年６月１日から実施します。

平成10年9月1日以降に製作された自動車は、平成27年9月1日より原則としてすれ違い用前照灯の計測を行っていますが、当面の対策として検査機器による計測が困難な一部の自動車に対して走行用前照灯（ハイビーム）に切り替えて検査を実施しています。

今般、すれ違い用前照灯による検査の全面施行に向けた前段階として、計測手法及び「計測困難な軽自動車」を下記のとおりに変更することとします。

※対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力願います。

(1) すれ違い用前照灯の計測において、必ず右側及び左側の両方を計測します。

(2) (1) による計測の結果、不適合と表示された場合、次の①又は②に該当するものに限り照射光線が他の交通を妨げないものとして、「計測困難な自動車」とみなして走行用前照灯を計測することができるものとします。

(注：すれ違い用前照灯の全てが次に該当しない場合は、走行用前照灯の計測は行いません。)

①エルボー点の位置又はすれ違い用前照灯の照明部の中心より右方260mm及び右方440mmの鉛直線とカットオフラインが交わる位置（新ロジック※の計測位置）が当該照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。

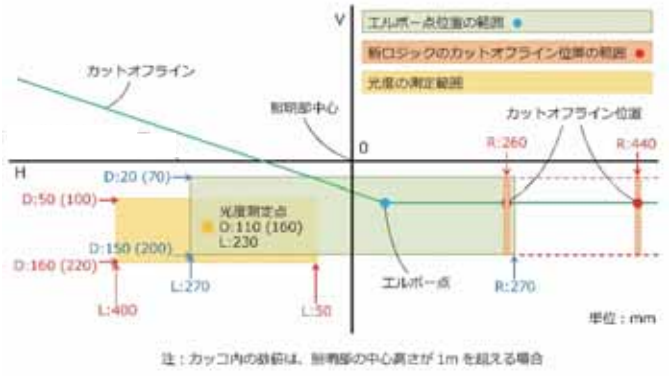

②配光の最も明るい位置が照明部の中心を含む水平面より下方にあるもの。（試験機が測定したカットオフラインではエルボー点を判断できない場合。）

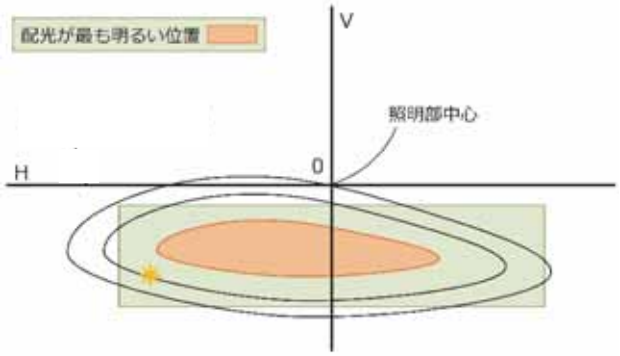

※新ロジックとは、対数方式を使用して明暗分岐点の上下位置のみを検出する手法。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

検査コースにおける
前照灯試験機を用いた検査フロー

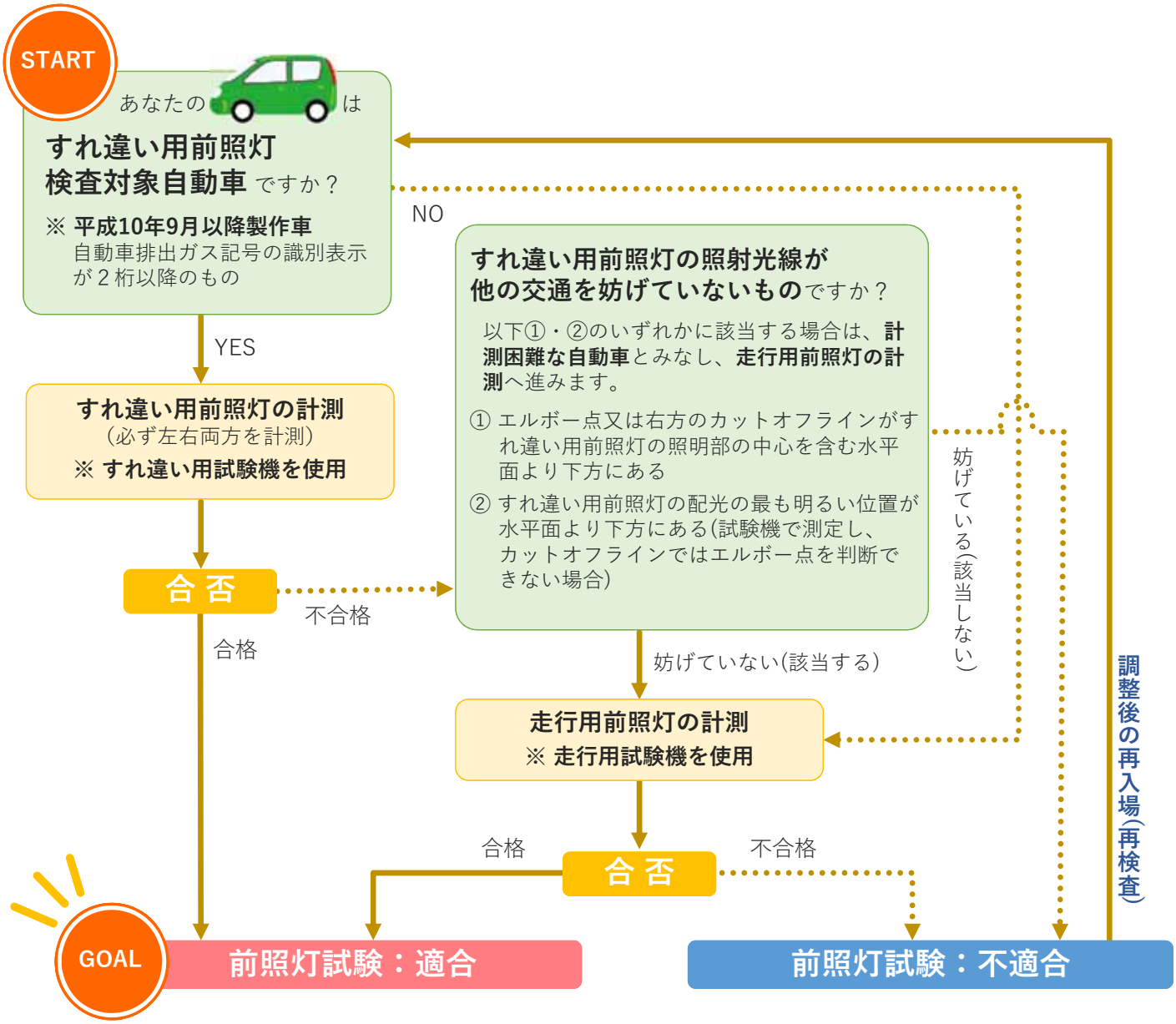

対象自動車

平成10年9月1日以降に製作された自動車

※ 対象自動車は、すれ違い用前照灯の適切な調整にご協力お願いします。

検査の高度化機器の本格運用を行います。
ご理解・ご協力をお願いいたします。
なお、検査は通常と変わりません。

○運用時間

全ラウンド（9時00分～16時00分）

○検査の受け方は変わるのか？

検査コース入り口でカメラによる車両番号標認識装置等により検査を実施します。
なお、検査の判定方法に変更はありません。

○検査の高度化機器とは？

検査結果を電子的に記録・保存するものです。これにより、以下のようなことができます。

- 車両不具合情報の収集・分析結果に基づく的確な検査の実施
- 二次架装などの不正改造車を排除
- リコールにつながる車両不具合情報を抽出
- 不正受検（検査票の改ざん、偽造等）を防止
- 将来的には、検査結果をより詳細に情報提供

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

軽自動車検査協会が目指す検査の高度化システムのメリット

安全・環境対策

不具合情報を分析して的確な検査の実施に反映	検査の質の向上	二次架装などの不正改造の防止	整備事業者へ車両の画像を提供	リコール発見に繋がる不具合の抽出
• 型式・装置毎のウィークポイントを重点的に検査する。	• 事務所間の再検率のバラツキに異常がないか観察する。 • 測定データを基に、検査機器の不具合を早期発見する。 • 検査機器の判定値を自動設定し、誤設定を防止する。	• 新規検査等で取得した画像等のデータを継続検査等において照合する。 • E/g載せ換え、車台番号偽造、構造等の同一性等で保留となった情報を再受検時に表示する。	• 国交省はH30年度に指定整備事業者に仕様変更した車両の画像データを提供する予定。	• 型式・装置毎の不具合を分析する。

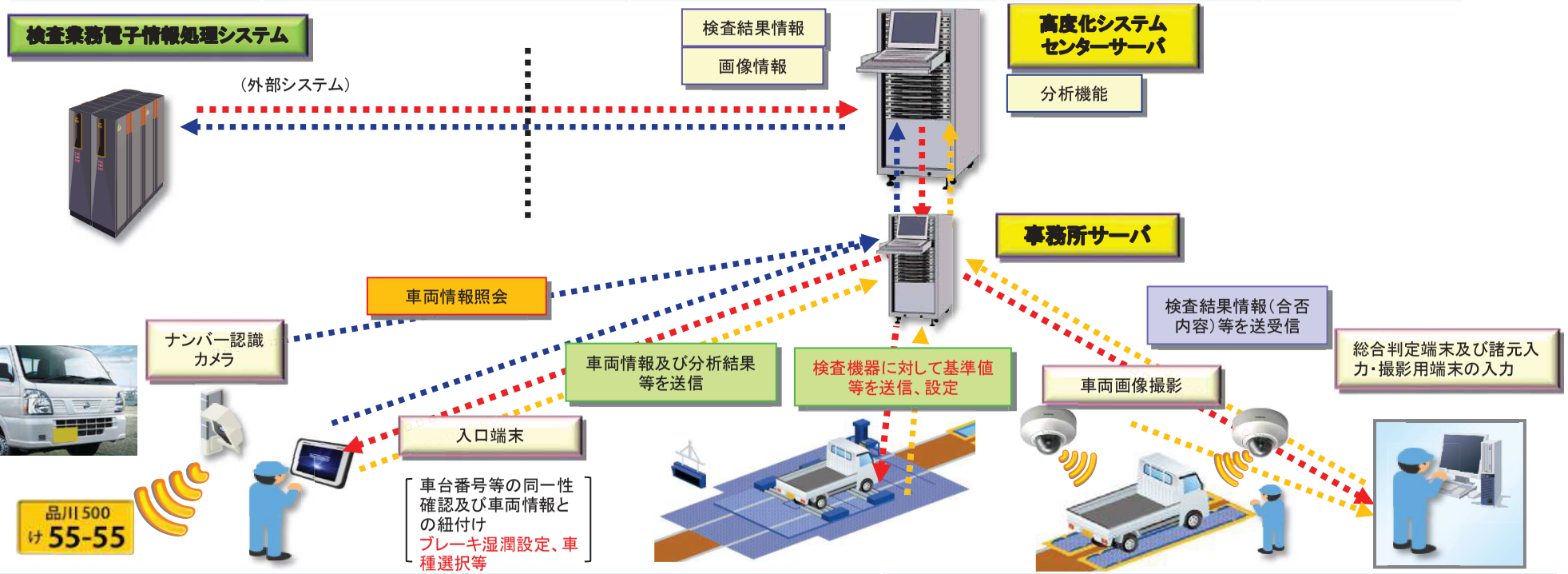

安全・環境対策

ユーザーの点検・整備意識の向上	不正受検の防止
• 受検車両の検査結果を通知する（現在、一部の事務所で試行中）。	• 電子化により、検査票の改ざんや替え玉受検などの不正行為を 防止する。

利便性向上

- 検査結果を電子情報処理システムへ送信することによりペーパーレス化する。
- 機器に基準値を送信することで検査におけるボタン選択を不要とする。

職員支援

検査職員を支援

- 検査票をペーパーレス化する。
- タブレット端末により車両諸元入力や諸元参照を可能にする。
- 業務量集計業務の簡素化。
- ブレーキ湿潤切替、車種選択の簡素化。
- 検査に不具合があればデータ検索により速やかに対象車両を特定。

お知らせ

新規検査・予備検査・構造等変更検査の際に
諸元測定した車両については、写真撮影を
行いますので、ご協力お願いいたします。

軽自動車検査協会

〇軽自動車検査協会検査事務規程（抜粋）

昭和 48 年 9 月 26 日
協会規程第 16 号

最終改正 平成 29 年 3 月 28 日協会規程第 31 号

２－２１－１ 画像の取得及び保存

新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、提示された自動車（型式指定自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により検査証が返納された自動車であって、当該自動車に係る構造等に関する事項が完成検査終了証又は返納証明書（交付を受けているものに限る。）に記載された構造等に関する事項と同一であるものを除く。）の画像を画像取得装置を用いて、その取得及び保存を行うものとする。

また、画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する

２－２１－２ 改造部位等の画像の取得

（１）2-21-1 により取得した自動車の外観画像又は通知書の外観図等では改造部位等が不明な場合若しくは画像取得が困難な場合には、画像取得装置以外の汎用のデジタルカメラ（以下「デジタルカメラ」という。）により、当該自動車の当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。

（２）新規検査、予備検査及び構造等変更検査の検査において、審査事務規程 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置を備えているもの（指定自動車等であって審査事務規程 7-100（8-100）に規定する鏡その他の装置に変更がないものを除く。）は、デジタルカメラにより、当該部位を撮影し、これを当該自動車の電子データとして画像取得装置により取得した画像と一緒に保存する。 なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。

《軽自動車/車両番号標（ナンバー・プレート）の取付け注意！》

軽自動車の車検において、車両番号標（ナンバープレート）の取付け間違いが発見されました。

自動車販売店等にあっては、軽自動車の車両番号標（ナンバープレート）を取付ける際は、当該車の車台番号、自動車検査証の車台番号及び車両番号が同一であるか十分に確認し確実に取り付けをお願いします。

※ナンバープレートを取り付ける際には、必ず、
現車の車台番号
自動車検査証の車台番号
車両番号
が同一であるかを確認して下さい。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お知らせ

申請案内サイトの公開について

当協会に寄せられる、よくあるご質問にくわえて、手続きに必要な書類等をご案内する「手続きナビ」機能を追加した申請案内サイトを公開いたしました。

※手続きナビ・・・画面の質問にご回答いただくことで、正確な必要書類等をご案内する機能

当協会ＨＰよりアクセスできますので、ぜひご活用ください。

https://www.keikenkyo-faq.jp/

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お願い～ＯＣＲの記載について～

平成２９年４月から保安基準適合証の電子化が開始されたことに伴い、関連するＯＣＲシートに証明書指示欄及び□チェックの欄が追加されました。

平成２９年４月からは、これまでどおり保安基準適合証の電子化を利用せずに新規検査、継続検査、予備検査（保安基準適合証のみ）、の申請を行う場合には、**証明書指示欄に以下に該当する番号を記載すること**となり、**電子化を利用する場合にはチェックの欄□にレが必要**となります。

つきましては、自動車検査証の交付等を円滑に行うため、**証明書指示欄に番号の記載をお願いします。**

＜電子保適証を利用しない場合＞

保安基準適合証の電子化を利用せずに、これまでと同様に申請される場合には、証明書指示欄に「１」を記載してください。

㊹証明書指示

1

1　保・自提出
2　保適証提出
3　自賠責提出

＜電子保適証を利用する場合＞

保安基準適合証を電磁的に提供した場合は下欄の□にチェック（レ）が必要です。

㊹証明書指示

記入しない

※ご不明な点は、窓口職員にお問い合わせください。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

持込検査を受ける認証工場の皆様へ

平成31年4月から、軽自動車においても自動車（予備）検査証に認証番号が記載されますので、申請書の「整備工場コード」欄に認証番号の記入をお願いいたします。

なお、<u>認証番号の記入は必須です。</u>

対象手続き

・新規検査（中古に限る）・予備検査（中古に限る）・継続検査

※構造等変更検査は対象外です。

新規検査・予備検査（軽第1号様式）

（注1）実際に受検した認証工場の認証番号を記入してください。

（注2）指定工場の方が持込検査を受検した場合は指定番号でなく、認証番号を記入してください。

継続検査（軽専用第2号様式）

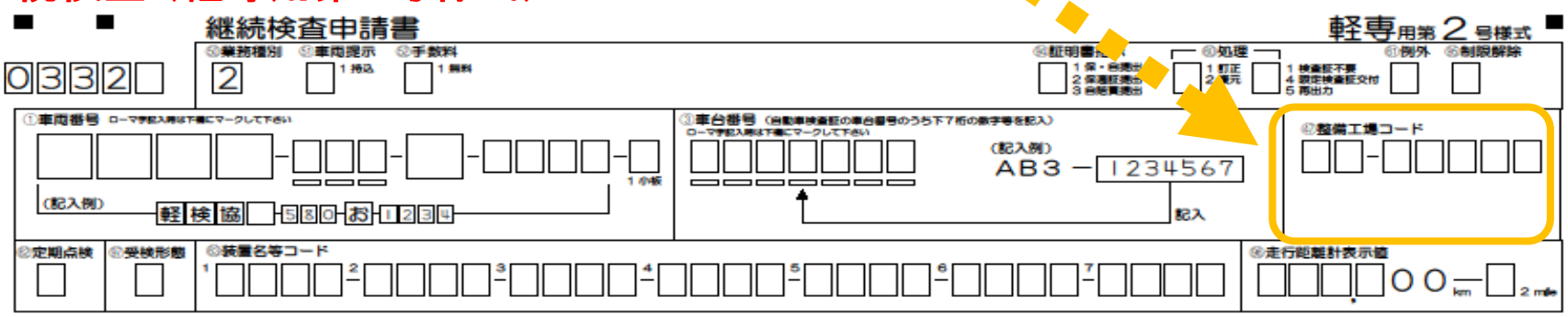

※指定工場で車検を実施した場合は、従来のとおり「指定番号」での記入になります。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

2019年（令和元年）5月7日から軽自動車OSSを継続検査開始しました。

検査手数料・自動車重量税の電子納付

電子申請

OSSの前提条件

保安基準適合証情報

自賠責情報

軽自動車保有関係手続のワンストップサービス

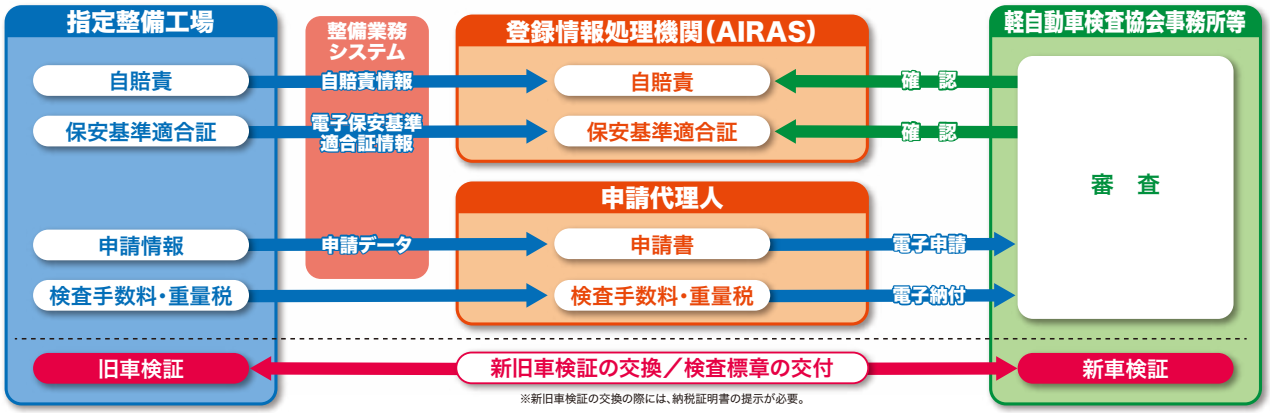

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

お問い合わせ先：軽自動車OSS専用ダイヤル 電話：050-3364-0800
軽自動車OSSポータルサイト：https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp

軽自動車を保有するためには、各種申請（検査申請、地方税申告等）と手数料・税の納付（検査手数料、自動車重量税、自動車取得税）が必要となります。これらの手続をインターネット上で一括して行うことによって、申請者の負担を軽減させる仕組みが「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス（軽自動車OSS）」です。なお、現時点では、地方税の申告等に関する手続は、軽自動車OSSの対象外となっています。

軽自動車OSS（継続検査）利用のメリット

1.申請手続

○紙の書類の書き損じと比べ、電子入力の場合、**訂正が圧倒的に容易。**

○**申請書類**（申請書、保適証、自賠責証、重量税納付書）**の提出・提示が不要。**

2.保安基準適合証等の電子化（添付書類の作成）

○手書きに比べ、保安基準適合証（保適証）等の**作成に要する時間が圧倒的に短縮**

（**紙と比較して1/3程度**　※「継続検査OSS導入の手引き（国土交通省）」より）。

○保適証管理簿の電子化により、**管理簿が自動で作成。**

3.検査手数料・自動車重量税の納付

○電子納付のため、自動車重量税の**印紙の購入・貼付（貼り直し）が不要。**

○印紙購入等のために現金等を持ち歩く必要がなくなり、**盗難・紛失のリスクを回避。**

4.事務所等の窓口対応

OSSでは、事前に電子申請・納付を行っていただき、申請内容・税額等の審査が終了した段階で、新車検証等を受取りに来ていただくこととなるため、

○申請の記載不備等があった際に事務所等への出頭が不要。

○窓口での**待ち時間が短縮（審査に要する待ち時間がない）。**

来所される皆様へのお願い

構内徐行運転にご協力ください

平成３１年４月２６日、当協会のある事務所の構内駐車場において、歩行者と自動車の接触事故があり、歩行者の方が亡くなられるという痛ましい事故が発生しました。

当協会をご利用される皆様におかれましては、これまで以上に歩行者等に注意していただき、構内の徐行運転を厳守していただきますよう、お願いいたします。

なお、所定の駐車スペース以外の駐車につきましても、思わぬ事故の原因となりますので、厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

申請者の皆様へ

ご協力のお願い

皆様の書類を確実にお預かりするため、窓口に申請書類をご提出される際は下記の3点にご協力をお願いします。

1．申請書類を備え付けのクリアファイルに入れてください。

2．備え付けのチェックシートに番号札の番号及び申請件数を記入しクリアファイルに入れて窓口にお出しください。

※2件以上の申請書類を窓口に提出される場合には、ご記入願います。

番号札　　番

申請件数チェックシート

新車新規検査	件	中古新規検査	件
予備検査	件	予備検書換	件
構造等変更検査	件	継続検査	件

3．番号札を持ってお待ちください。（番号札の番号でお呼びします。）

お問い合わせは軽自動車検査協会までお願いします

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

次回自動車重量税額照会サービスへのアクセス方法

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

検査協会ＨＰトップ
※令和２年２月３日９時ＨＰ公開

９時から２１時まで利用できます。
（土日祝も利用可。）

トップ画面

検査予約システムトップページ
※令和２年２月３日９時公開

次回自動車重量税額照会サービスへの利用方法

①照会画面をクリック

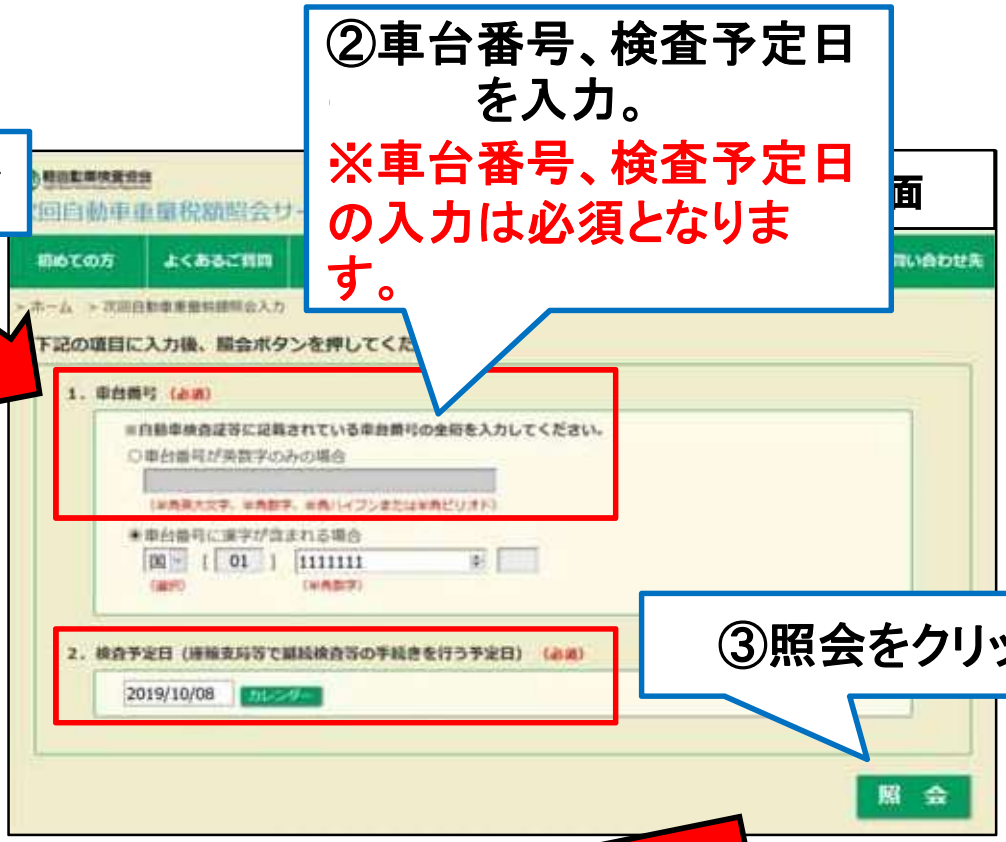

②車台番号、検査予定日を入力。

※車台番号、検査予定日の入力は必須となります。

③照会をクリック

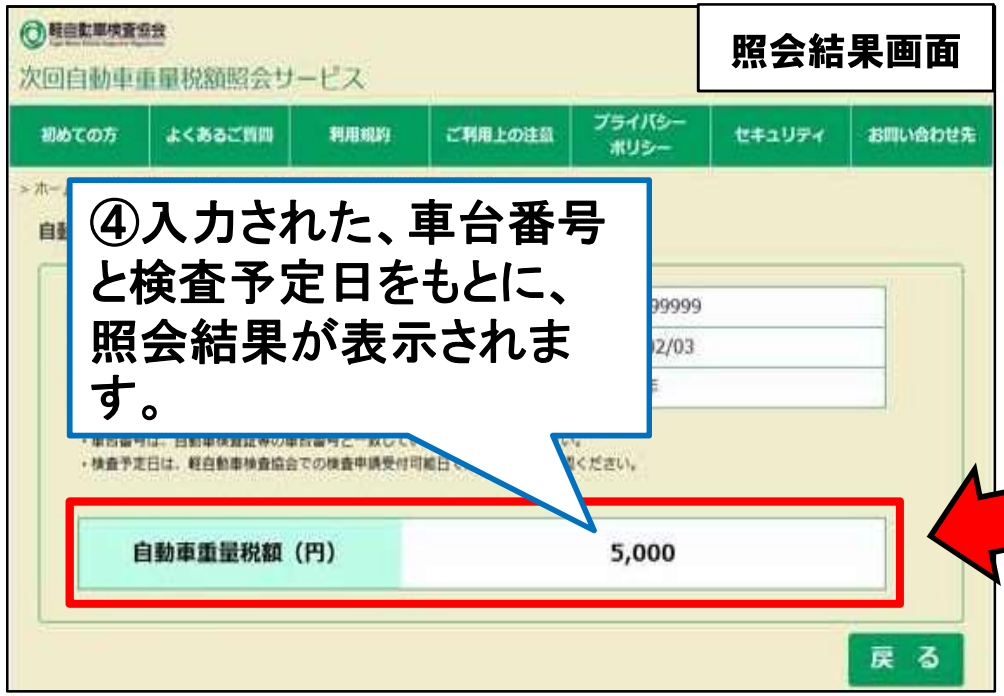

④入力された、車台番号と検査予定日をもとに、照会結果が表示されます。

自動車特定整備事業者の遵守事項について

四国運輸局自動車技術安全部
整備・保安課

国土交通省　四国運輸局 Shikoku Transport & Tourism Bureau
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

● 自動車特定整備事業者の遵守事項

四国運輸局

自動車特定整備事業者は、自動車の特定整備を実施する場合、保安基準に適合させる等自動車の安全な運行を確保する上において重要な責務を負っています。
道路運送車両法（以下、「法」という。）には、自動車特定整備事業者の事業体制の適正化を確保するため、次の遵守事項が設けられています。

- 公衆の見やすいように標識を掲げなければならない。（法第89条）
- 特定整備に係る部分が、保安基準に適合するようにしなければならない。（法第90条）
- 特定整備記録簿を備え、必要事項を記載し、その写しを使用者に交付し、その記載の日から2年間保存しなければならない。（法第91条）
- 認証基準に適合するように設備を維持し、従業員を確保しなければならない。（法第91条の2）

● 自動車特定整備事業者の遵守事項

四国運輸局

自動車特定整備事業者は、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他整備事業の適正な業務運営を確保するために法で定められた遵守事項以外に、国土交通省令で定められた事項を遵守する必要があります。

道路運送車両法施行規則　第62条の2の2（抜粋）

①点検整備料金の掲示

法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあっては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。

②概算見積書の交付

法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあっては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。

③過剰請求の禁止

依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

④不正改造の禁止

道路運送車両の保安基準に定める基準に適合しなくなるように自動車の改造を行わないこと。

● 自動車特定整備事業者の遵守事項

四国運輸局

道路運送車両法施行規則　第62条の2の2（抜粋）

⑤電子制御装置整備の適切な実施

電子制御装置整備を行う事業場にあっては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。

⑥エーミング作業の適切な実施

電子制御装置整備を行う事業場にあっては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。

⑦整備主任者の選任

事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であって、かつ、次に掲げる事業場の区分に応じ、次に定める者のうち少なくとも1人に特定整備及び特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること。ただし、当該事項を統括管理する者（以下、「整備主任者」という。）は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ　分解整備を行う事業場（ハを除く。）・・・・・1級又は2級自動車整備士

ロ　電子制御装置整備を行う事業場（ハを除く。）・・・・・1級自動車整備士（二輪除く）又は1級二輪自動車整備士、2級自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士であって支局長等が行う講習を修了した者

ハ　分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場・・・・・1級自動車整備士（二輪除く）又は1級二輪自動車整備士若しくは2級自動車整備士であって支局長等が行う講習を修了した者

道路運送車両法施行規則　第62条の2の2（抜粋）

⑧整備主任者研修の受講

整備主任者であって次に掲げるものに運輸支局長等が行う研修を受けさせること。

イ　整備主任者として新たに届け出た者

ロ　最後に当該研修を受けた日の属する年度の末日を経過した者

⑨フロン類の大気放出の禁止

エアコンディショナーが搭載されている自動車の点検又は整備の作業を行う事業場にあっては、みだりに当該エアコンディショナーに充填されているフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定するフロン類をいう。）を大気中に放出しないこと。

⑩共謀・教唆の禁止

他人に対して法若しくは法に基づく命令若しくは処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は他人が違反行為をすることを助けないこと。

景品表示法は、良い商品・サービスを安心して選べる環境を守ります。

消費者なら、誰もがより良い商品・サービスを求めます。ところが、実際よりも良く見せかける表示が行われたり、過大な景品類の提供が行われたりすると、それらにつられて消費者が実際には質の良くない商品・サービスを買ってしまい不利益を被るおそれがあります。

このような不当表示や不当景品から一般消費者の利益を保護するための法律が「景品表示法（正式名称：不当景品類及び不当表示防止法）」です。景品表示法は、商品・サービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額等を制限することなどにより、消費者のみなさんがより良い商品・サービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守ります。

景品表示法の概要

景品表示法の目的

一般消費者の利益の保護

消費者庁ほか　**不当な顧客誘引の禁止**(P3～14)

不当表示の禁止
(P3～12)

- 優良誤認表示の禁止(P5)
- 有利誤認表示の禁止(P9)
- その他　誤認されるおそれがある表示の禁止(P11)

景品類の制限及び禁止
(P13～14)

- 一般懸賞による景品類の提供制限(最高額・総額)
- 共同懸賞による景品類の提供制限(最高額・総額)
- 総付景品の提供制限(最高額)

事業者　**事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置**(P15～18)

- 景品表示法の考え方の周知・啓発
- 法令遵守の方針等の明確化
- 表示等に関する情報の確認
- 表示等に関する情報の共有
- 表示等を管理するための担当者等(表示等管理担当者)を定めること
- 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること
- 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

事業者・事業者団体　**公正競争規約**(P19～20)

自主的かつ合理的に、良い商品・サービスを選べます。

4．景品表示法の概要について（消費者庁パンフレット「事例でわかる景品表示法」抜粋）

不当表示の禁止

景品表示法では、うそや大げさな表示など、消費者をだますような表示を禁止しています。

品質や価格などは、消費者が商品・サービスを選ぶ重要な基準になりますから、その表示は正しく、分かりやすいことが大前提です。ところが、商品・サービスの品質や価格について実際よりも著しく優良又は有利と見せかける表示が行われると、消費者の適切な商品・サービスの選択が妨げられてしまいます。このため、景品表示法では、一般消費者に商品・サービスの品質や価格について、実際のもの等より著しく優良又は有利であると誤認される表示（不当表示）を禁止しています。

景品表示法に違反する不当表示については、事業者側に故意・過失がなかったとしても、景品表示法に基づく措置命令が行われることとなります。

不当表示には大きく分けて3つの種類があります。

優良誤認表示 P5

商品・サービスの品質、規格、その他の内容についての不当表示

有利誤認表示 P9

商品・サービスの価格、その他の取引条件についての不当表示

その他 誤認されるおそれのある表示 P11

一般消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定する不当表示

- 無果汁の清涼飲料水等
- 商品の原産国
- 消費者信用の融資費用
- 不動産のおとり広告
- おとり広告
- 有料老人ホーム

平成25年秋以降、ホテルが提供する料理等のメニュー表示に関して、表示と異なる食材が使用されていた事実が次々と明らかとなり、消費者の安全・安心が揺るがされる事態（いわゆる食品表示等問題）が発生しました。

この問題を受けて、消費者庁では、違反事業者に対して措置命令を行ったほか、メニュー表示等に係る景品表示法上の考え方（※）を公表しました。また、平成26年には2度にわたって景品表示法の改正が行われました。1度目の法改正では、事業者が講ずべき必要な措置（15ページ～）が定められたほか、都道府県知事に措置命令権限等が付与され、さらに事業所管大臣等に調査権限を委任することができるようになったことによって行政の監視指導態勢の強化（21ページ）が図られました。また、2度目の法改正を受けて、景品表示法に課徴金制度（22ページ）が導入されました。

（※）詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」（平成26年3月28日　消費者庁）をご覧ください。
http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140328premiums_5.pdf

表示とは?

顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品・サービスの品質、規格、その他の内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指します。

表示の例

チラシ・パンフレット、カタログ

容器、パッケージ、ラベル

ダイレクトメール、ファクシミリ広告

ディスプレイ（陳列）、実演広告

新聞、雑誌、出版物、テレビ・ラジオCM

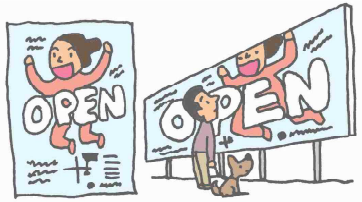

ポスター、看板

セールストーク（訪問・電話）

インターネット上の広告、メール

「優良誤認表示」とは？

［品質、規格、その他の内容について著しく優良であると誤認される表示です。］

優良誤認表示の概要

景品表示法では、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものより著しく優良であると一般消費者に誤認される表示を優良誤認表示として禁止しています。

品　質	規　格	その他の内容
商品に関する成分や属性を指し、前者には、原材料、純度、添加物などが、後者には、性能、効果、鮮度などが含まれます。	国、公的機関、民間団体などが定めた一定の要件を満たすことで自動的に又は認証などを経て表示することができる等級などをいいます。	商品・サービスの品質や規格に間接的に影響を及ぼすものも含まれ、例えば、原産地、製造方法、受賞の有無、有効期限などをいいます。

この場合の「著しく」とは、誇張・誇大の程度が社会一般に許容されている程度を超えていることを指します。そして、誇張・誇大が社会一般に許容される程度を超えるものであるか否かは、当該表示を誤認して顧客が誘引されるか否かで判断され、その誤認がなければ顧客が誘引されることが通常ないであろうと認められる程度に達する誇大表示であれば「著しく優良であると一般消費者に誤認される」表示に当たります。

また、優良誤認表示に当たるか否かは、商品の性質、一般消費者の知識水準、取引の実態、表示の方法、表示の対象となる内容などを基に、表示全体から判断されます。

—64—

合理的な根拠がない効果・性能の表示は、優良誤認表示とみなされます。

消費者庁は優良誤認表示に当たるかどうかを判断するため必要があると認めるときは、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を事業者に求めることができます。その結果、当該資料が提出されないときは不当表示とみなされます。

詳しくは7～8ページの「『不実証広告規制』とは?」をご覧ください。

食品　牛肉のブランド

実際には、国産有名ブランド牛ではない国産牛肉であるにもかかわらず、あたかも「国産有名ブランド牛の肉」であるかのように表示。

自動車　中古自動車の走行距離

実際には、10万km走行した中古車であるにもかかわらず、あたかも「走行距離3万km」であるかのように表示。

予備校　予備校の合格実績広告

実際には、他校と異なる方法で数値化し、適正な比較をしていないにもかかわらず、あたかも「大学合格実績No.1」であるかのように表示。

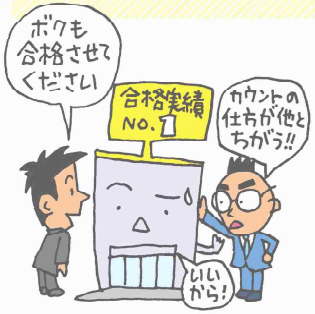

LED電球　LED電球の明るさ

実際には、全光束（光源が全ての方向に放出する光束の総和）が日本工業規格に定められた白熱電球60ワット形の全光束を大きく下回っているにもかかわらず、あたかも「白熱電球60ワット相当」の明るさであるかのように表示。

コピー用紙　コピー用紙の古紙配合率

実際には、コピー用紙の原材料に用いられた古紙パルプの割合（古紙配合率）が50%程度であるにもかかわらず、あたかも「古紙100%」であるかのように表示。

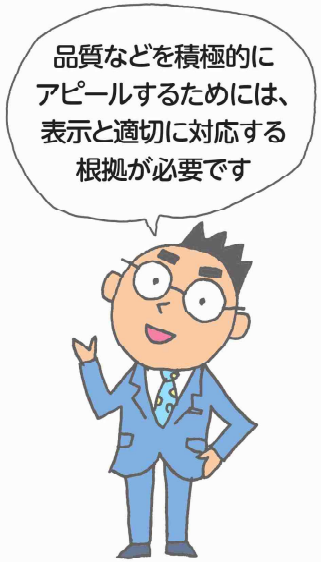

「有利誤認表示」とは？

［価格や取引条件に関して、著しく有利であると誤認される表示です］

※取引条件：数量、アフターサービス、保証期間、支払い条件など

価格を著しく安くみせかけるなど取引条件を著しく有利にみせかける表示は、有利誤認表示に当たります。

景品表示法では、商品やサービスの価格などの取引条件について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものより著しく有利であると一般消費者に誤認される表示を有利誤認表示として禁止しています。

景品表示法では、有利誤認表示の一つとして不当な二重価格表示を禁止しています。

事業者が自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」といいます。）を併記して表示することを二重価格表示といいます。二重価格表示は、その内容が適正な場合には、一般消費者の適正な商品選択に資する面がありますが、比較対照価格の内容について適正な表示が行われていない場合には、有利誤認表示に該当するおそれがあります。

詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（平成12年6月30日　公正取引委員会）をご覧ください。
http://www.caa.go.jp/representation/pdf/100121premiums_35.pdf

通信　携帯電話通信の料金

実際には、自社に不利となる他社の割引サービスを除外した料金比較であるにもかかわらず、あたかも「自社が最も安い」かのように表示。

食品　商品の内容量

実際には、他社と同程度の内容量しかないにもかかわらず、あたかも「他社商品の2倍の内容量」であるかのように表示。

家庭用電化製品　家電量販店の販売価格

家電量販店の店頭価格について、競合店の平均価格から値引きすると表示しながら、その平均価格を実際の平均価格よりも高い価格に設定し、そこから値引きしていた。

住宅用太陽光発電システム　太陽光発電の余剰電力買取制度を利用した余剰電力の売却益

実際には、電力会社による電力の買取価格は、電力会社に余剰電力の買取の申込みを行う時期によって異なり、また、発電電力量も、季節や天候等の条件によって変動するにもかかわらず、あたかも「月々○○円」の売却益を毎月安定的に得られるかのように表示。

歯列矯正　サービスの利用に必要な追加費用

実際には、別途、矯正装置の費用が必要であるにもかかわらず、あたかも、初診料や検査診断料などとして記載された「○○円」だけを支払えば歯列矯正のサービスを利用できるかのように表示。

Q　不当な二重価格表示における「最近相当期間にわたって販売された価格」とは？

A　「当店通常価格」や「セール前価格」といった過去の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示を行う場合に、同一の商品について最近相当期間にわたって販売されていた価格とはいえない価格を比較対照価格に用いるときは、当該価格がいつの時点でどの程度の期間販売されていた価格であるか等その内容を正確に表示しない限り、不当表示に該当するおそれがあります。

「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」（価格表示ガイドライン）では、「最近相当期間にわたって販売された価格」について、

①「相当期間」については、必ずしも連続した期間に限定されるものではなく、断続的にセールが実施される場合であれば、比較対照価格で販売されていた期間を全体としてみて評価する

②「販売されていた」とは、事業者が通常の販売活動において当該商品を販売していたことをいい、実際に消費者に購入された実績のあることまでは必要ではない。他方、形式的に一定の期間にわたって販売されていたとしても、通常の販売場所とは異なる場所に陳列してあるなど販売形態が通常と異なっている場合や、単に比較対照価格とするための実績作りとして一時的に当該価格で販売していたとみられるような場合には、「販売されていた」とはみられない

としています。

ある比較対照価格が「最近相当期間にわたって販売されていた価格」に当たるか否かは、当該価格で販売されていた時期及び期間、対象となっている商品の一般的価格変動の状況、当該店舗における販売形態等を考慮しつつ、個々の事案ごとに検討されることになりますが、一般的には、二重価格表示を行う最近時（最近時については、セール開始時点から遡る8週間について検討されますが、当該商品が販売されていた期間が8週間未満の場合には、当該期間について検討されます。）において、当該価格で販売されていた期間が、当該商品が販売されていた期間の過半を占めているときには、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とみてよいとされています。ただし、上記の要件を満たす場合であっても、当該価格で販売されていた期間が通算して2週間未満の場合、又は当該価格で販売された最後の日から2週間以上経過している場合においては、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とはいえないとされています。

その他 誤認されるおそれのある表示 とは？

［優良誤認表示及び有利誤認表示のほか、一般消費者に誤認されるおそれがある表示を特に指定して、禁止しています。］

景品表示法に基づいて、6つの告示が定められています。

景品表示法上、事業者は、優良誤認表示及び有利誤認表示以外にも、自己の供給する商品又はサービスの取引について、商品又はサービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示を行ってはならないとされています。

これは、優良誤認表示や有利誤認表示だけでは、複雑な経済社会において、一般消費者の自主的かつ合理的な商品又はサービスの選択を妨げる表示に十分に対応することできない場合があると考えられるためです。

景品表示法では、同法の運用機関である消費者庁の主任の大臣たる内閣総理大臣に、不当表示を指定する権限が付与されています。

1 無果汁の清涼飲料水等についての表示

（昭和48年3月20日公正取引委員会告示第4号）

無果汁・無果肉若しくは果汁又は果肉の量が5％未満の清涼飲料水、乳飲料、アイスクリームなどについて、「無果汁・無果肉」であること又は果汁若しくは果肉の割合（％）を明瞭に記載しない場合、以下の表示は不当表示となります。

- ○果実名を用いた商品名、説明文等の表示
- ○果実の絵、写真、図案の表示
- ○果汁・果肉と似た色、香り、味（＝表示）

2 商品の原産国に関する不当な表示

（昭和48年10月16日公正取引委員会告示第34号）

一般消費者が原産国を判別することが困難な場合、以下の表示は不当表示となります。

- ○原産国以外の国名、地名、国旗等の表示
- ○原産国以外の国の事業者名、デザイナー名、商標などの表示
- ○国内産の商品について文字表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示
- ○外国産の商品について文字表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示

（昭和55年4月12日公正取引委員会告示第13号）

消費者信用の融資費用について、実質年率が明瞭に記載されていない場合、以下の表示は不当表示となります。

- ○アドオン方式による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- ○日歩、月利等年建て以外による利息、手数料その他の融資費用の率の表示
- ○融資費用の額の表示
- ○返済事例による融資費用の表示
- ○融資費用の一部についての年建てによる率の表示

4 不動産のおとり広告に関する表示

（昭和55年4月12日公正取引委員会告示第14号）

不動産の取引において、消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。

- ○実在しないため、取引できない不動産についての表示（例…実在しない住所・地番を掲載した物件）
- ○実在するが、取引の対象となり得ない不動産についての表示（例…売約済みの物件）
- ○実在するが、取引する意思がない不動産についての表示（例…希望者に他の物件を勧めるなど当該物件の取引に応じない場合）

5 おとり広告に関する表示

（平成5年4月28日公正取引委員会告示第17号）

一般消費者を誘引する手段として行う以下の表示は不当表示となります。

- ○取引を行うための準備がなされていないなど取引に応じることができない場合のその商品又はサービスについての表示
- ○商品又はサービスの供給量が著しく限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- ○商品又はサービスの供給期間、供給の相手方又は顧客一人当たりの供給量が限定されているにもかかわらず、その旨を明示していない表示
- ○取引の成立を妨げる行為が行われるなど実際には取引する意思がない商品又はサービスについての表示

6 有料老人ホームに関する不当な表示

（平成16年4月2日公正取引委員会告示第3号）

有料老人ホームの施設・設備、サービスについての以下のような表示は、不当表示となります。

- ○入居後の居室の住み替えに関する条件等が明瞭に記載されていない表示
- ○介護サービスを提供するのが有料老人ホームではないにもかかわらず、そのことが明瞭に記載されていない表示
- ○夜間における最小の介護職員や看護師の数など、介護職員等の数が明瞭に記載されていない表示 など

違反行為に対しては、措置命令と課徴金納付命令 が行われます。

事件処理手続の概要

景品表示法に違反する行為が行われている疑いがある場合、消費者庁は、関連資料の収集、事業者への事情聴取などの調査を実施します。消費者庁は、調査の結果、違反行為が認められると、事業者に弁明の機会を付与した上で、違反行為の差止めなど必要に応じた「措置命令」を行います。

また、消費者庁は、違反行為の中でも、課徴金対象行為（右ページをご参照ください。）をした事業者に対しては、事業者に弁明の機会を付与した上で、金銭的な不利益を課す「課徴金納付命令」を行います。

措置命令の内容（例）

- 違反したことを一般消費者に周知徹底すること
- 再発防止策を講ずること
- その違反行為を将来繰り返さないこと

課徴金納付命令の意義や基本的な要件についての考え方についての詳しい説明は、消費者庁ウェブサイトに掲載されている「不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方」（平成28年1月29日消費者庁）をご覧ください。
http://www.caa.go.jp/representation/pdf/160208premiums_3.pdf

景品表示法違反の事件処理手続

※「課徴金納付命令」までの処理手続については右ページをご覧ください。

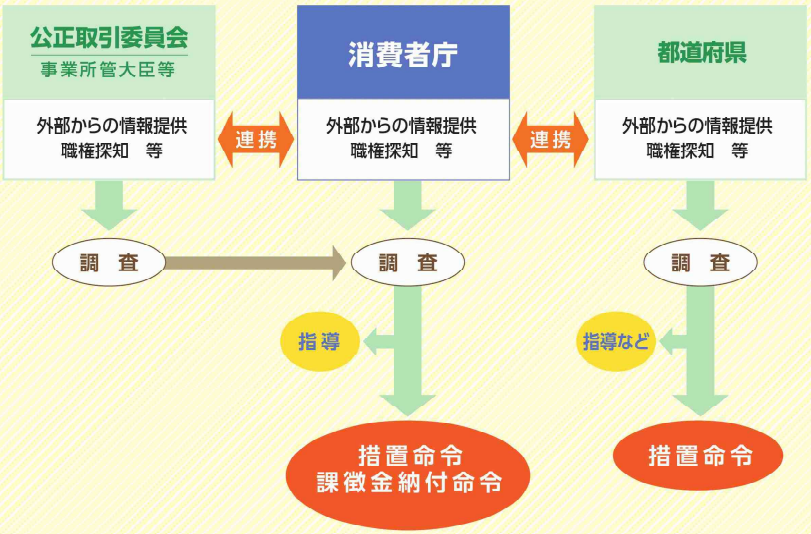

課徴金制度の概要

課徴金対象行為

課徴金対象行為は、商品・サービスの取引について、優良誤認表示又は有利誤認表示をする行為です。

なお、課徴金納付命令との関係でも、不実証広告規制（7～8ページ）が導入されています。措置命令に関する不実証広告規制は、優良誤認表示であると「みなす」というものですが、課徴金納付命令に関する不実証広告規制は「推定する」というものであり、その点で異なります。ただし、課徴金納付命令に関する不実証広告規制における「合理的な根拠」の判断基準等は、措置命令に関するものと同様です。

課徴金額の算定方法

課徴金対象行為に係る商品・サービスの「売上額」に3%を乗じた金額が課徴金額となります。

課徴金の納付を命じられない場合

事業者が課徴金対象行為をした場合であっても、その事業者が表示の根拠となる情報を確認するなど、正常な商慣習に照らし必要とされる注意をしていたため「相当の注意を怠った者でない」と認められるときや、課徴金額が150万円未満（事業者が課徴金対象行為をした商品・サービスの「売上額」が5000万円未満）であるときは、事業者は課徴金の納付を命じられません。

課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金額の減額

課徴金対象行為に該当する事実を自主的に消費者庁長官に報告した事業者について、所定の要件を満たす場合には、課徴金額の2分の1が減額されます。

返金措置の実施による課徴金額の減額等

事業者が、返金措置の実施に関する計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける等、所定の手続に従って消費者に対して返金措置（※）を行った場合には、消費者庁は、返金相当額を課徴金額から減額するか、返金相当額が課徴金額以上の場合にはその納付を命じません。

※「返金措置」とは、課徴金の対象となる期間に事業者が課徴金対象行為をした商品・サービスの取引をしたことが特定される一般消費者から申出があった場合に、その申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付するものです。

課徴金納付命令までの基本的な手続の流れ（イメージ）

（注）措置命令及び課徴金納付命令に関する要件を満たすと認められる事案であることが前提。

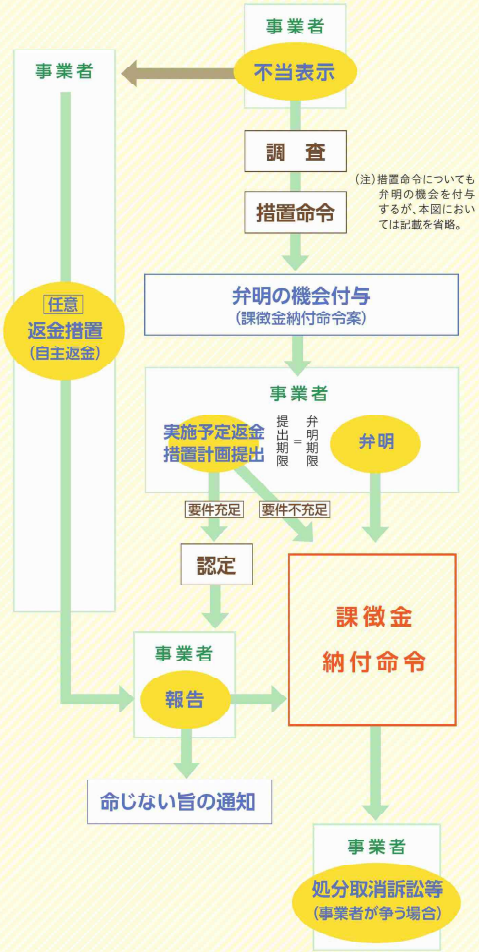

窓口

事業者がこれから行う企画の事前相談

■消費者庁表示対策課 指導係 …… TEL.03-3507-8800㈹

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館

※既に実施されている企画の当否に関するご相談はお受け致しかねます。

ご相談いただく前に、まずはパンフレットや
消費者庁ウェブサイトの景品表示法ページの内容をよくご覧ください。

消費者庁ウェブサイト　景品表示法ページ
http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/

ご相談の内容によっては、回答までに相当期間を要することがあります。
実施直前にご相談いただいても回答できない場合がありますので、時間的余裕をもってご相談ください。

景品表示法違反に関する情報提供

■消費者庁表示対策課（情報管理担当） TEL.03-3507-8800㈹

〒100-8958 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館
オンライン又は郵送にて受け付けております。詳しくは受付窓口ページをご覧ください。
（http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/contact/）

以下の公正取引委員会事務総局地方事務所等においても受け付けております。

■公正取引委員会事務総局 地方事務所等

- 北海道事務所取引課 …… TEL.011-231-6300
  〒060-0042　札幌市中央区大通西12丁目　札幌第3合同庁舎
- 東北事務所取引課 …… TEL.022-225-7096
  〒980-0014　仙台市青葉区本町3-2-23　仙台第2合同庁舎
- 中部事務所取引課 …… TEL.052-961-9423
  〒460-0001　名古屋市中区三の丸2-5-1　名古屋合同庁舎第2号館
- 近畿中国四国事務所取引課 …… TEL.06-6941-2175
  〒540-0008　大阪市中央区大手前4-1-76　大阪合同庁舎第4号館
- 中国支所取引課 …… TEL.082-228-1501
  〒730-0012　広島市中区上八丁堀6-30　広島合同庁舎第4号館
- 四国支所取引課 …… TEL.087-834-1441
  〒760-0068　高松市松島町 1-17-33　高松第2地方合同庁舎
- 九州事務所取引課 …… TEL.092-431-6031
  〒812-0013　福岡市博多区博多駅東2-10-7　福岡第2合同庁舎別館
- 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室　TEL.098-866-0031
  〒900-0006　那覇市おもろまち2-1-1　那覇第2地方合同庁舎2号館

ご提供いただいた景品表示法違反に関する情報については、関係行政機関で活用させていただきますが、
調査の有無を含めて個別にご回答はいたしておりませんので、あらかじめご了承ください。

都道府県の景品表示法主管課でも
事業者からのご相談や景品表示法違反に関する情報提供を受け付けています。

消費者庁

http://www.caa.go.jp

令和4年4月1日版

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

中小企業等経営強化法に基づく

支援措置活用の手引き

（令和４年度税制改正対応版）

目　次

1．はじめに

中小企業等経営強化法に基づく支援措置・・・P.1

2．税制措置

①　中小企業経営強化税制

（1）制度の概要・・・P.2

（2）適用手続き・・・P.3

A類型：生産性向上設備・・P.3

B類型：収益力強化設備、D類型：経営資源集約化に資する設備・・ P.5

C類型：デジタル化設備・・P.8

②　事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例

（1）制度の概要・・・P.13

（2）適用手続き・・・P.14

③　中小企業事業再編投資損失準備金

（1）制度の概要・・・P.15

（2）適用手続き・・・P.17

3．金融支援

（1）各種金融支援の概要・・P.18

（2）適用手続き・・・P.22

4．法的支援

（1）各種法的支援の概要・・・P.22

（2）適用手続き・・・P.23

5．ホームページ・問い合わせ先

・・・P.27

1．はじめに

中小企業等経営強化法に基づく支援措置

※ 経営力向上計画の策定は、別冊「経営力向上計画策定の手引き」をご確認下さい。

経営力向上計画の認定を受けた事業者は、計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援、法的支援）を受けることができます。

○**税制措置**・・・認定計画に基づき取得した一定の設備に係る法人税等の特例（P.2～）、認定計画に基づき行った事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例（P.13～）、認定計画に基づき行った事業承継等に係る準備金の積立（損金算入）の措置（P.15～）を利用することができます。

○**金融支援**・・・政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

○**法的支援**・・・業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受けることができます。

2. 税制措置

設備の取得に係る税制措置の概要

法人税（※1）について、**即時償却**又は**取得価額の10%（※2）の税額控除**が選択適用できます。（**中小企業経営強化税制**）

※1 個人事業主の場合には所得税　　※2 資本金3000万円超１億円以下の法人は７%

設備の種類（価額要件）		機械装置（160万円以上）	ソフトウェア（70万円以上）	器具備品・工具（30万円以上）	建物附属設備（60万円以上）
支援措置	国税	【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除10%（※7%） 生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均１%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率５%以上のパッケージ投資 デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化を可能にする設備 経営資源集約化に資する設備（D類型） 修正ROA又は有形固定資産回転率の改善が見込まれるパッケージ投資			
		【中小企業投資促進税制（中促）】 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用			

▒ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※ を付した部分は、資本金３,０００万円超１億円以下の法人の場合

2. ①中小企業経営強化税制

（１）制度の概要

青色申告書を提出する①中小企業者等が、②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき③一定の設備を新規取得等して④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超１億円以下の法人は７%）の税額控除を選択適用することができます。

（注１）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が上限となります。なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注２）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

条文：租税特別措置法
第10条の5の3【所得税】、第42条の12の4【法人税】

① 中小企業者等とは？

- 資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人
- 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- 協同組合等

※ 中小企業等経営強化法第2条第６項に規定する「特定事業者等」に該当するものに限ります。
ただし、次の法人は、資本金の額又は出資金の額が１億円以下でも本税制措置の対象とはなりません。
①同一の大規模法人（注）から２分の１以上の出資を受ける法人
②２以上の大規模法人（注）から３分の２以上の出資を受ける法人
③前３事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人
（注）大規模法人とは、資本金の額又は出資金の額が１億円超の法人、資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資金の額が５億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。

② 指定期間とは？

平成29年4月1日から令和5年3月31日までの期間

③ 一定の設備とは？

類型	要件	確認者	対象設備（※1～3）	その他要件
A類型	**生産性が旧モデル比平均1%以上向上**する設備	工業会等	機械装置（160万円以上） 工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る） 器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア　（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	・**生産等設備**を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。(※4) ・**国内への投資**であること ・**中古資産・貸付資産でないこと**等
B類型	**投資収益率が年平均5%以上**の投資計画に係る設備	経済産業局		
C類型	**可視化、遠隔操作、自動制御化**のいずれかに該当する設備			
D類型	**修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上**の投資計画に係る設備			

※１ 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が２分の１を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P２３を確認してください。
※２ 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。
※３ ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用ＯＳのうち一定のものなどは除きます。詳しくは「令和３年度版中小企業税制　P22」の対象となるソフトウェアを確認してください。
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/pamphlet/zeisei.pdf#page=23
※４ 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。
詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm

④ 指定事業とは？

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（一定の類型を除き（注４参照）、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類する事業を除きます。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、不動産業、情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）、サービス業（他に分類されないもの）

（注１）中小企業投資促進税制の対象事業に該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。
（注２）電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。
（注３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものを除きます。
（注４）料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店業は、生活衛生同業組合の組合員が営むもののみが指定事業となります。

（２）適用手続き

（２－１）A類型：生産性向上設備

生産性向上設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の２つの要件を満たすもの

① 一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）

② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均１％以上向上している設備（※）

※ソフトウェアについては、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

対象設備

要件①、②について、工業会等から証明書を取得する必要があります。
証明書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP.４を参照。

設備の種類	用途又は細目	最低価額（１台１基又は一の取得価額）	販売開始時期
機械装置（※1、5）	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	５年以内
器具備品（※2、6）	全て	30万円以上	６年以内
建物附属設備（※3、5、6）	全て	60万円以上	14年以内
ソフトウエア（※4、6）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が２分の１を超える発電設備等。以下同じ）を除く。
※2 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。
※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用ＯＳのうち一定のものなどは除く（中小企業投資促進税制と同様）。
※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」 P.２３を確認してください。
※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm

2．①中小企業経営強化税制

適用手続き（中小企業経営強化税制Ａ類型）

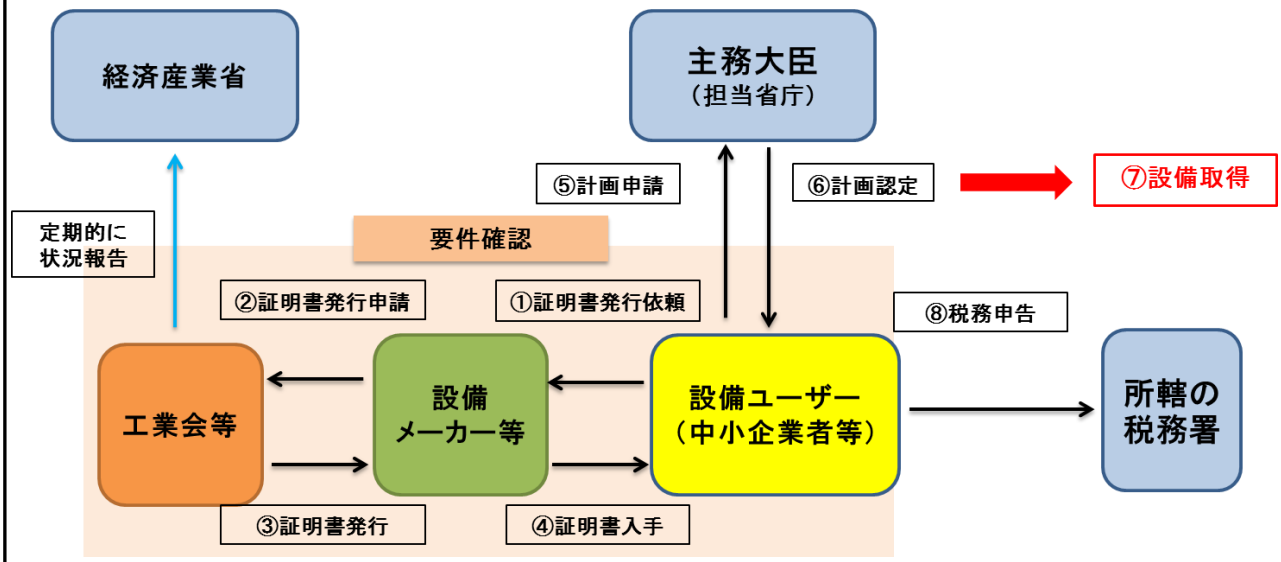

➢ 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→経営サポート→経営強化法による支援→工業会等による証明書について）
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kougyoukai.html

① 設備ユーザーは、当該設備を生産した機器メーカー等（以下「設備メーカー」）に証明書の発行を依頼してください。

※②～③は設備メーカーと工業会等とのやりとりです。

② 依頼を受けた設備メーカーは、証明書（様式１）及びチェックシート（様式２）に必要事項を記入の上、当該設備を担当する工業会等の確認を受けてください。
（注）設備の種類ごとに担当する工業会等を定めております。詳しくは中小企業庁ホームページをご参照ください。http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/

③ 工業会等は、証明書及びチェックシートの記入内容を確認の上、設備メーカーに証明書を発行してください。

④ 工業会等から証明書の発行を受けた設備メーカーは、依頼があった設備ユーザーに証明書を転送してください。

⑤・⑥ 設備ユーザーは、④の確認を受けた設備を経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに④の工業会証明書の写しを添付して、主務大臣に計画申請します。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを設備ユーザーに交付します。

⑦・⑧ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、納税書類に④の工業会証明書、⑤の計画申請書及び⑥の計画認定書（いずれも写し）を添付してください。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や事業の用に供する等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

（２－２）Ｂ類型：収益力強化設備
Ｄ類型：経営資源集約化に資する設備

Ｂ類型：収益力強化設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの
年平均の投資利益率が５％以上となることが見込まれることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

Ｄ類型：経営資源集約化に資する設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもので、経営力向上計画に事業承継等事前調査に関する事項の記載があるものであって、経営力向上計画に従って事業承継等を行った後に取得又は製作若しくは建設をするもの
計画終了年次の修正ROA又は有形固定資産回転率が以下表の要件を満たすことが見込まれるものであることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

計画期間	有形固定資産回転率	修正ROA
３年	＋2%	＋０．３%ポイント
４年	＋２．５%	＋０．４%ポイント
５年	＋3%	＋０．５%ポイント

B類型又はD類型の要件について、いずれも、経済産業局から確認書を取得する必要があります。確認書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP.７を参照。

共通：対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額（１台１基又は一の取得価額）
機械装置（※1、5）	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品（※2、6）	全て	30万円以上
建物附属設備（※3、5、6）	全て	60万円以上
ソフトウエア（※4、6）	全て	70万円以上

※1 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が２分の１を超える発電設備等）を除く。
※2 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。
※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用ＯＳのうち一定のものなどは除く（中小企業投資促進税制と同様）。
※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」Ｐ２３を確認してください。
※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。
詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm

（２－２）Ｂ類型：収益力強化設備
Ｄ類型：経営資源集約化に資する設備

B類型：投資利益率の計算について

年平均の投資利益率は、次の算式によって算定します。

$$\frac{\text{「営業利益＋減価償却費※1」の増加額※2}}{\text{設備投資額※3}}$$

※１　会計上の減価償却費
※２　設備の取得等をする年度の翌年度以降３年度の平均額
※３　設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

B類型：投資計画の策定単位について

投資計画の策定単位は、収益力強化設備の導入の目的（＝事業の生産性の向上に特に資すること）に照らして、必要不可欠な設備の導入に係るものであり、その設備から投資利益率を算定する際に、追加的に生じる効果を正確に算出するために必要最小限の単位が、投資計画の策定単位です。
（例）工場の生産ラインの改善投資→生産ライン単位（工場全体に効果が出る場合は工場単位）

D類型：修正ROA又は有形固定資産回転率の計算について

目標値となる修正ROA又は有形固定資産回転率は、次の算式によって算定します。

$$\text{修正ROA（変化分）} = \frac{\text{計画終了年度における営業利益＋減価償却費※1＋研究開発費※1}}{\text{計画終了年度における総資産※2}} - \frac{\text{基準年度※3における営業利益＋減価償却費＋研究開発費}}{\text{基準年度における総資産}}$$

$$\text{有形固定資産回転率（変化率）} = \frac{\dfrac{\text{計画終了年度における売上高}}{\text{計画終了年度における有形固定資産※2}} - \dfrac{\text{基準年度※3における売上高}}{\text{基準年度における有形固定資産}}}{\dfrac{\text{基準年度における売上高}}{\text{基準年度における有形固定資産}}}$$

※１　会計上の減価償却費及び研究開発費
※２　帳簿価額を指す
※３　計画開始直前における事業年度の確定決算時の数値

2.　①中小企業経営強化税制

適用手続き（中小企業経営強化税制Ｂ類型・Ｄ類型）

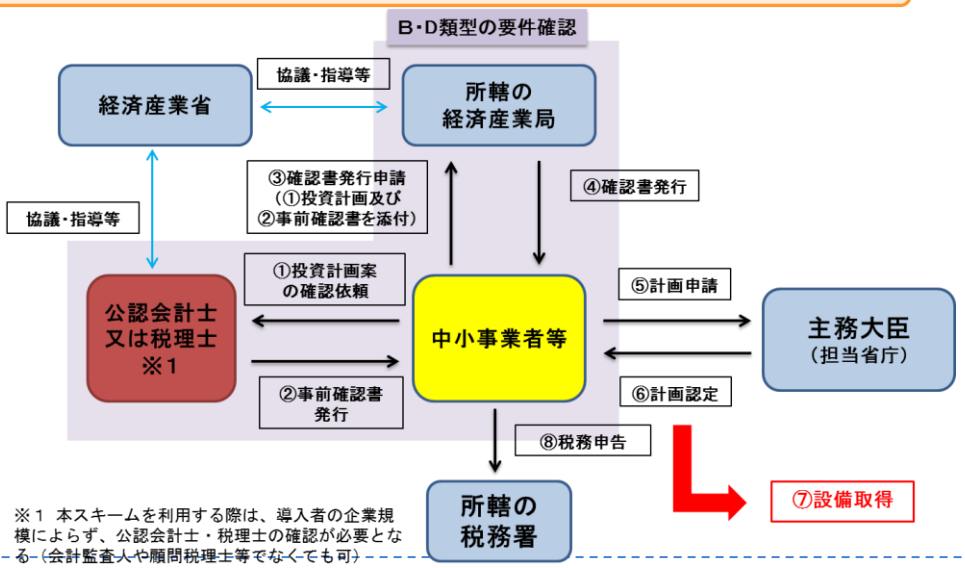

➢ 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→経営サポート→経営強化法による支援→経済産業局による確認書について（Ｂ類型・Ｄ類型）
(B類型)　http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo.html
(D類型)　http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo_d.html

①・②　申請書（様式１）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、公認会計士又は税理士の事前確認を受けてください。
公認会計士又は税理士は申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、「事前確認書（様式２）」を発行します。

③・④　申請者は、必要に応じて申請書の修正等を行った上で、②の事前確認書を添付の上、本社所在地を管轄する経済産業局（※）に、事前にご連絡（予約）をした上で、申請書の内容が分かる方が申請書をご持参・ご説明ください。
※申請書に記載のある設備の導入場所に当該申請書について説明可能な方がいるなど、特段の事情がある場合は設備の導入場所の管轄の経済産業局でも申請ができます。
経済産業局は、③のご説明を受けてから、概ね１ヶ月以内に、②の事前確認書、申請書、添付書類に基づき、当該申請書が経営力向上設備等の投資計画であるとして適切である場合に確認書（様式３）を発行し、申請書及び必要添付書類を添付したものをお渡しします。

⑤・⑥　申請者は、④の確認を受けた設備について経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに④の確認書及び確認申請書（いずれも写し）を添付して、主務大臣に計画申請します。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを申請者に交付します。

⑦・⑧　<u>認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。</u>税務申告に際しては、⑤の申請書及び⑥の認定書（いずれも写し）を添付してください。

⑨　計画認定後、B類型の場合は投資計画に関する実施状況報告を、D類型の場合は事業の承継報告及び事業承継等に関する状況報告を、決められた期間提出する必要があります。詳細は、上記中小企業庁ホームページをご確認ください。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や事業の用に供する等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

（２－３）C類型：デジタル化設備

デジタル化設備の要件

下の表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの
事業プロセスの①遠隔操作、②可視化、③自動制御化のいずれかを可能にする設備として、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

上記の要件について、経済産業局から確認書を取得する必要があります。
確認書取得から税制の適用を受けるまでの流れについてはP.9を参照。

対象設備

設備の種類	用途又は細目	最低価額（１台１基又は一の取得価額）
機械装置（※1、5）	全て	160万円以上
工具	全て	30万円以上
器具備品（※2、6）	全て	30万円以上
建物附属設備（※3、5、6）	全て	60万円以上
ソフトウエア（※4、6）	全て	70万円以上

※1 発電の用に供する設備にあっては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするもの（経営力向上計画の実施時期のうちで発電した電気の販売を行う期間中の発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が２分の１を超える発電設備等）を除く。
※2 医療機器にあっては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。
※3 医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあっては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。
※4 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用ＯＳのうち一定のものなどは除く（中小企業投資促進税制と同様）。
※5 発電設備等の取得等をして税制措置を適用する場合には、経営力向上計画の認定申請時に「発電設備等の概要等に関する報告書」及びその記載内容を証する書類の添付が必要となります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」 P.２３を確認してください。
※6 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。
詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm

①遠隔操作、②可視化、③自動制御化について

①遠隔操作
　１）デジタル技術を用いて、遠隔操作をすること
　２）以下のいずれかを目的とすること
　　A)事業を非対面で行うことができるようにすること
　　B)事業に従事する者が、通常行っている業務を、通常出勤している場所以外の場所で行うことができるようにすること
②可視化
　１）データの集約・分析を、デジタル技術を用いて行うこと
　２）１）のデータが、現在行っている事業や事業プロセスに関係するものであること
　３）１）により事業プロセスに関する最新の状況を把握し経営資源等の最適化※を行うことができるようにすること
③自動制御化
　１）デジタル技術を用いて、状況に応じて自動的に指令を行うことができるようにすること
　２）１）の指令が、現在行っている事業プロセスに関する経営資源等を最適化するためのものであること
※「経営資源等の最適化」とは、「設備、技術、個人の有する知識及び技能等を含む事業活動に活用される資源等の最適な配分等」をいいます。

2.　①中小企業経営強化税制

適用手続き（中小企業経営強化税制C類型）

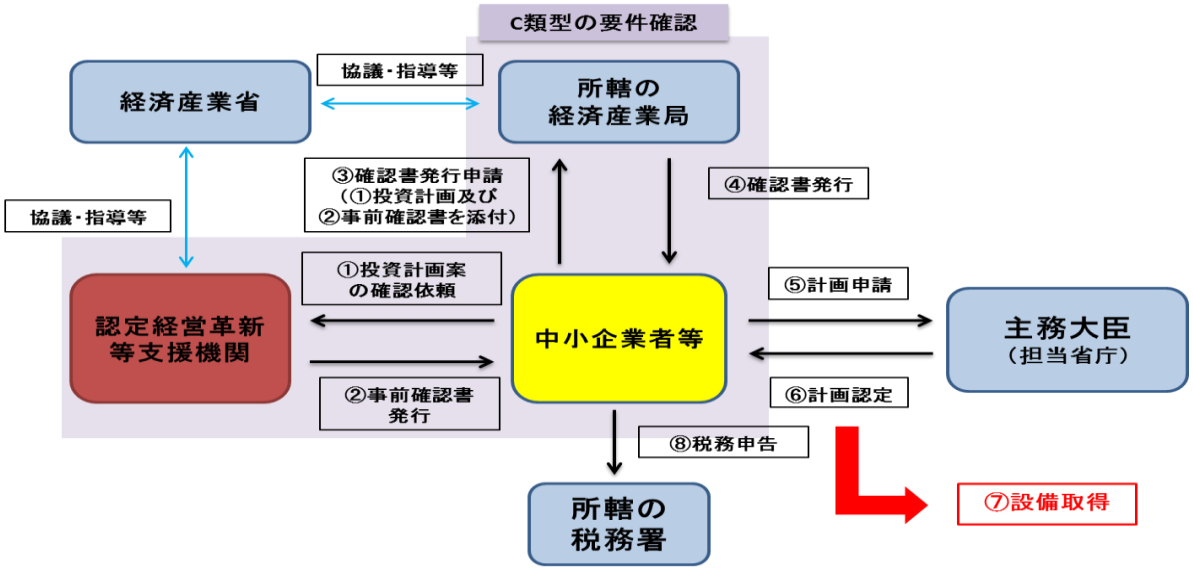

➢ 各様式は中小企業庁ホームページからダウンロードできます。（トップページ→経営サポート→経営強化法による支援→経済産業局による確認書について（C類型））
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kakuninsyo_c.html

①・②　申請書（様式１）に必要事項をご記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、認定経営革新等支援機関の事前確認を受けてください。
認定経営革新等支援機関は申請書と裏付けとなる資料に齟齬がないか等を確認し、「事前確認書（様式２）」を発行します。

③・④　申請者は、必要に応じて申請書の修正等を行った上で、②の事前確認書を添付の上、本社所在地を管轄する経済産業局に、事前にご連絡をした上で、申請書二部・必要添付書類二部・事前確認書二部を一式としてご郵送ください。なお、確認書発行に対して、返信用封筒（返信先の宛名必須）に切手（確認書には申請書及び必要添付書類を一式として送付いたしますので、重量をご確認の上、必要となる切手を添付してください。）を添付したものを同封してご郵送ください。
　経済産業局は、郵送を受け取ってから（郵送物の到着日が受理日となります）、概ね１ヶ月以内に、②の事前確認書、申請書、添付書類に基づき、当該申請書が経営力向上設備等の投資計画であるとして適切である場合に確認書（様式３）を発行し、申請書及び必要添付書類を添付したものを返送します。

⑤・⑥　申請者は、④の確認を受けた設備について経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに④の確認書及び確認申請書（いずれも写し）を添付して、主務大臣に計画申請します。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを申請者に交付します。

⑦・⑧　認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、⑤の申請書及び⑥の認定書（いずれも写し）を添付してください。

（注）本手続きを行っていただいた場合でも、税務の要件（取得価額や事業の用に供する等）を満たさない場合は、税制の適用が受けられないことにご注意ください。

各経済産業局の問い合わせ先

（お問い合わせ先）	（管轄地域）
○北海道経済産業局 中小企業課（直通：011－709－3140）	北海道
○東北経済産業局 経営支援課（直通：022－221－4806）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
○関東経済産業局 中小企業課（直通：048－600－0338）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
○中部経済産業局 経営力向上室（直通：052－951－0253）	岐阜県、愛知県、三重県
○中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 産業課（直通：076－432－5401）	富山県、石川県
○近畿経済産業局 創業・経営支援課 （経営力向上計画　直通：06-6966-6036） （B～D類型　直通：06-6966-6065）	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
○中国経済産業局 経営支援課（直通：082-205-5316）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
○四国経済産業局 中小企業課（直通：087-811-8562）	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
○九州経済産業局 経営支援課 （直通：092－482－5593）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
○沖縄総合事務局経済産業部 中小企業課（直通：098－866－1755）	沖縄県

※　減価償却資産の種類の判断や税法上の規定に関するお問い合わせに関しては、公認会計士・税理士、又は所轄の税務署までご確認下さい。

2. ①中小企業経営強化税制

設備の取得時期について（中小企業経営強化税制A～D共通）

経営力向上設備等については、以下のとおり、経営力向上計画の認定後に取得することが【原則】です。原則に従うことができない場合には、設備取得日から一定期間内に経営力向上計画が受理される必要がありますので、【例外】の流れをご確認下さい。

【原則】経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得

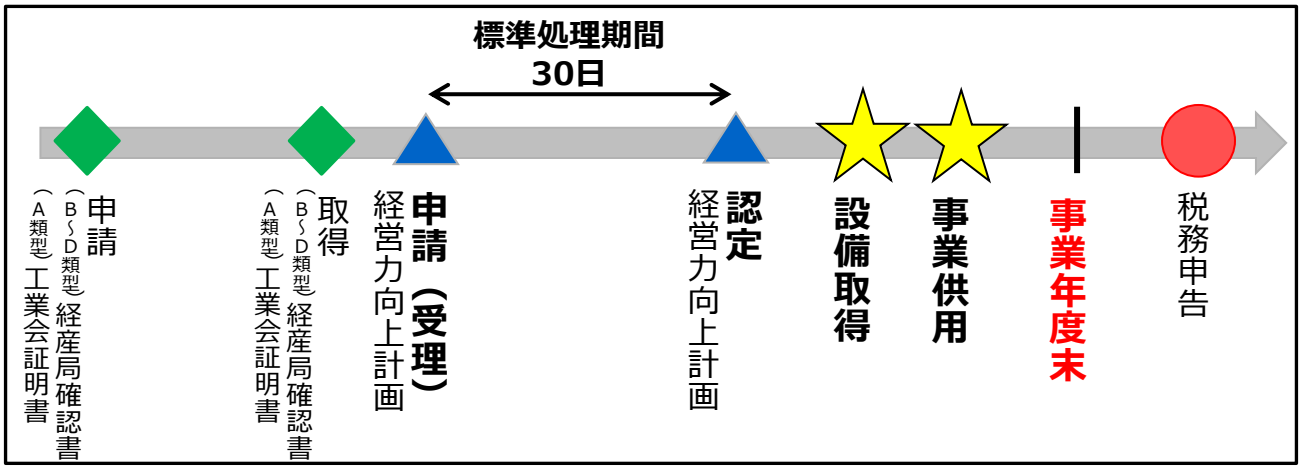

【例外】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合

設備を取得した後に経営力向上計画を申請する場合には、設備取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります（計画変更により設備を追加する場合も同様です）。

上記の場合において税制の適用を受けるためには、制度の適用を年度単位で見ることから、遅くとも当該設備を取得し事業の用に供した年度（各企業の事業年度）内に認定を受ける必要があります（当該事業年度を超えて認定を受けた場合、税制の適用を受けることはできませんのでご注意ください）。

なお、D類型を活用する場合、事業承継等の実施後に設備を取得する必要があるため、新規申請の場合は例外措置の活用はできません。

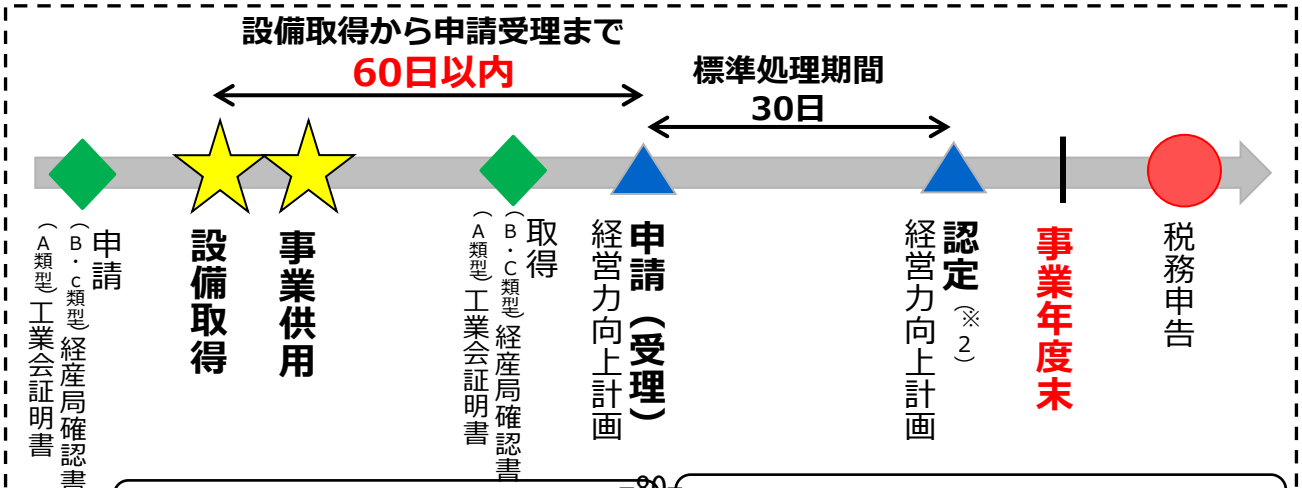

※1 経産局への確認（B・C類型）申請は設備取得より前に行う必要があります。

※2 税制の適用を受けるためには、各企業の事業年度内に認定を受ける必要があります。

2.　①中小企業経営強化税制

経営力向上計画の申請に関する柔軟な取扱いについて

現行、経営力向上計画の申請に当たっては、事前に工業会証明書（Ａ類型）、経産局確認書（Ｂ・Ｃ類型）を取得することが原則となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する等、経営力向上計画の認定を迅速化する観点から、以下の特例を講じることとなりました。

○令和３年８月２日以降の経営力向上計画の申請において、工業会証明書（Ａ類型）、経産局確認書（Ｂ・Ｃ類型）の申請手続と同時並行で、計画認定に係る審査を行うことを可能とします。

※　工業会証明書（Ａ類型）、経産局確認書（Ｂ・Ｃ類型）の申請は、経営力向上計画の申請より前に行う必要があります。

※　経営力向上計画の認定までの標準処理期間（30日）については、工業会証明書・経産局確認書がないため、認定業務を実施できない場合は、申請の補正を要する期間として標準処理期間に含まないこととします。

※　工業会証明書の添付がなく申請書を提出した場合で、決算期が近づいている時は、申請者ご自身で証明書の提出忘れがないか管理をお願いいたします。また、工業会証明書のみを提出する場合、事前に申請先に電話等でご連絡するよう御願いいたします。

【柔軟化１】経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得

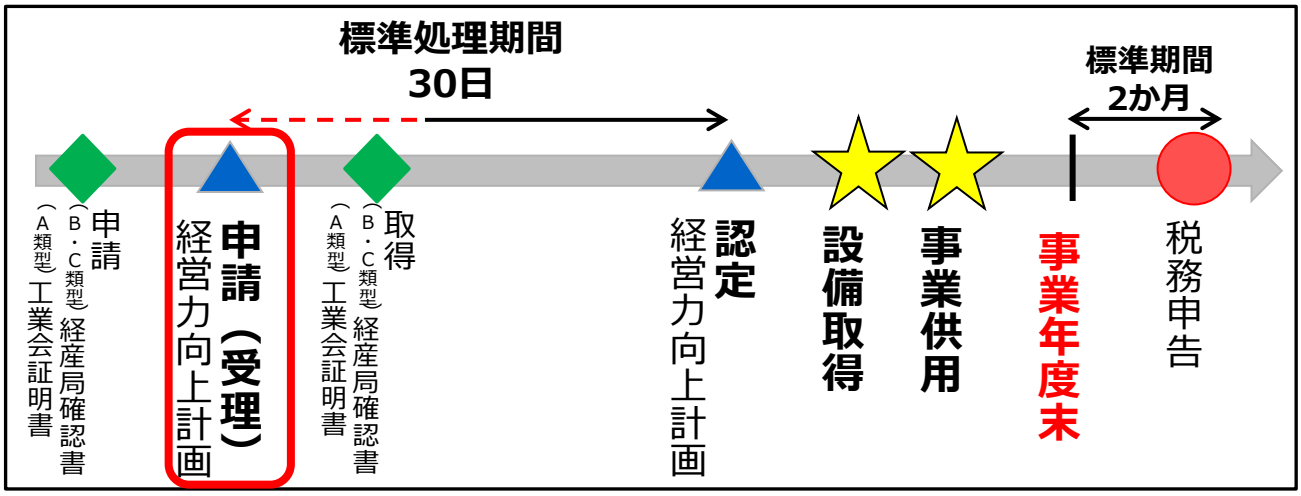

【柔軟化２】設備取得後に経営力向上計画を申請する場合

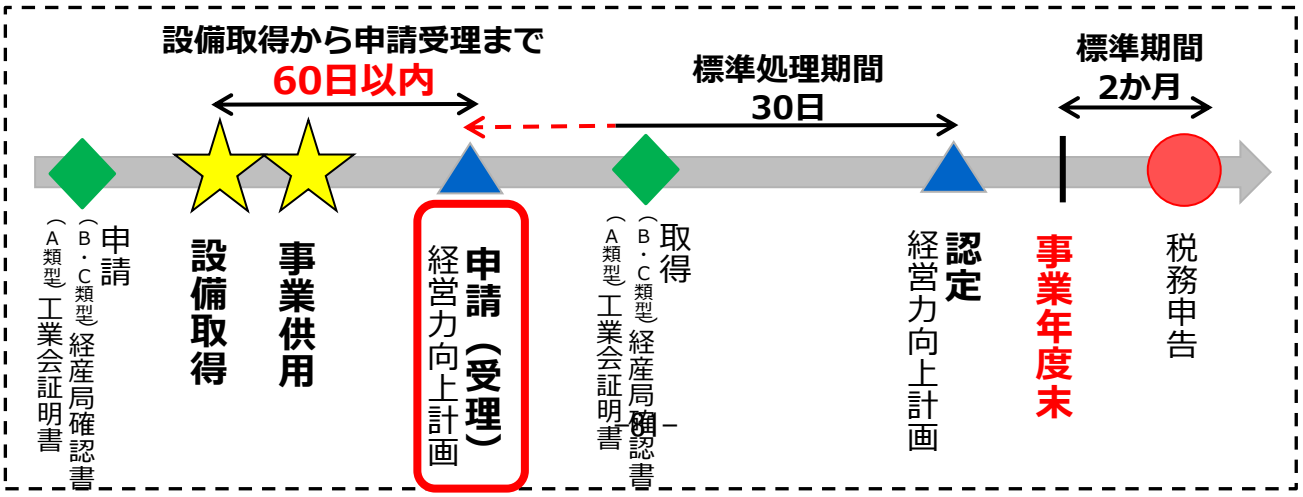

２．② 事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例

土地・建物の取得に係る税制措置の概要

他者から事業を承継するために、土地・建物を取得する場合、登録免許税・不動産取得税の軽減措置を利用することが可能です。

（１）制度の概要

①中小企業者等が、②適用期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、③合併、会社分割又は事業譲渡を通じて他の特定事業者等から不動産を含む事業用資産等を取得する場合、不動産の権利移転について生じる④登録免許税、不動産取得税の軽減を受けることができます。

条文：租税特別措置法第８０条（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）第３項
地方税法附則第11条（不動産取得税の課税標準の特例） 第14項

① 中小企業者等とは？

- 資本金又は出資金の額が１億円以下の法人
- 資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- 協同組合等（中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する「特定事業者等」に該当するものに限る）

ただし、次の法人は、たとえ資本金が１億円以下でも中小企業者等とはなりません。

①同一の大規模法人（資本金又は出資金の額が１億円超の法人、資本金又は出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が５億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から２分の１以上の出資を受ける法人

②２以上の大規模法人から３分の２以上の出資を受ける法人

※ 以上の条件を満たせば、登録免許税・不動産取得税いずれの軽減措置も利用可能となります。
以上の条件までは満たさない場合でも、中小企業経営強化法上の「特定事業者等」（「経営力向上計画策定の手引き」P.３をご参照ください。）に該当する者であれば、登録免許税の軽減措置のみ利用することができます。

② 適用期間とは？

平成30年７月９日から令和６年３月３１日までの期間

③ 対象となる行為類型

(i) 合併 、(ii) 会社分割 又は (iii)事業譲渡 により、後継者不在により事業の継続が困難となっている他の特定事業者等から土地・建物を含む事業上の権利義務を取得する行為であって、事業の承継を伴うもの

※ 後継者不在により事業の継続が困難となっている事業者から取得するもので、かつ、事業の承継を伴う取組である必要があります。詳しくは、「経営力向上計画 策定の手引き」P21 （１７）～（１９）をご参照ください。

④ 軽減措置の内容

認定計画に基づき、合併、会社分割又は事業譲渡を行って、土地・建物を取得する場合には、以下のとおり、特例が適用されます。

＜登録免許税＞

登記の種類		通常税率	計画認定時の税率
不動産所有権移転の登記	事業に必要な資産の譲受けによる移転の登記	2.0%(※)	1.6%
	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%

※　令和５年3月31日までの間、土地を売買した場合の登録免許税は、一般的に、1.5%に軽減されている。

＜不動産取得税（事業譲渡の場合のみ（※１））＞

取得する不動産の種類	税額	計画認定時の特例
土地・住宅	不動産の価格×3.0%	不動産の価格の1/6相当額を課税標準から控除
住宅以外の家屋	不動産の価格×4.0%(※2)	

※1　合併や一定の会社分割の場合は非課税
※2　事務所や宿舎等の一定の不動産を除く。

（2）適用手続き

①　計画認定

合併、会社分割又は事業譲渡を行って土地・建物を取得することを内容に含む経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。**登録免許税の軽減措置**を受ける場合には、適用証明申請書を計画認定の省庁に**２部提出**し、軽減措置の対象であることを示す適用証明書を受け取ってください。

なお、**不動産取得税の軽減措置を受ける場合**には、申請書の提出先は、当該措置に係る土地・建物が所在する都道府県になりますので、ご留意ください。

※　不動産取得税の軽減措置を受ける場合、提出先となる省庁に対し、申請書の記載内容、提出手続きについて、可能な限り事前にご相談ください。

②　合併等の実行、土地・建物の権利移転登記手続き

認定計画の内容に従って合併、会社分割又は事業譲渡を実行した後、土地・建物の権利移転に係る移転登記手続を法務局に申請することになります。

登録免許税の軽減措置を受ける場合には、この申請の際、適用証明書を添付して申請してください。申請時に納付すべき登録免許税が、軽減されます。

※　登録免許税の軽減措置を受けるためには、計画認定の日から1年以内に移転登記手続きを完了することが必要です。

③　不動産取得税の申告・納税

不動産取得税の軽減措置を受ける場合には、不動産の取得に係る申告の際に、認定書の写しを添付して申告してください。その後、都道府県から送付される納税通知書に従い、軽減された税額を支払ってください。

2．③ 中小企業事業再編投資損失準備金

（１）制度の概要

①中小企業者が、②適用期間内に③事業承継等事前調査に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けた場合、当該計画に基づき④株式等を取得し、かつ、これを事業年度末まで引き続き有している場合において、⑤株式等の取得価額として計上する金額の一定割合の金額を準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額はその事業年度において損金算入できます。

積み立てた準備金は、⑥帳簿価額の減損等の取崩要件に該当する行為を行った場合は、取り崩して益金に算入され、５年経過後は、その後の５年間にかけて均等額で準備金を取り崩し、益金に算入されます。

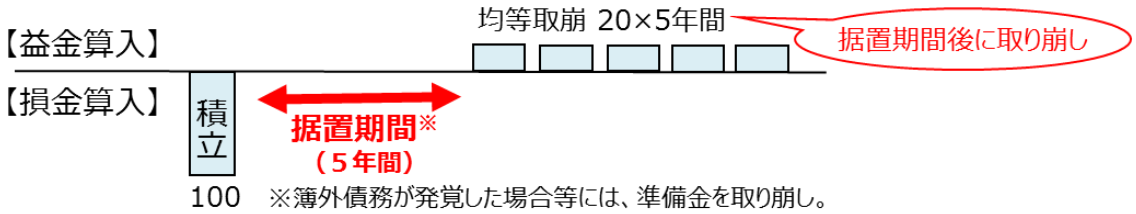

条文：租税特別措置法第５６条（中小企業事業再編投資損失準備金）

① 中小企業者とは？

- 資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人
- 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

ただし、次の法人は、たとえ資本金が１億円以下でも適用対象とはなりません。

①同一の大規模法人（資本金の額又は出資金の額が１億円超の法人、資本金又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金の額又は出資額の額が５億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から２分の１以上の出資を受ける法人

②２以上の大規模法人から３分の２以上の出資を受ける法人

③前３事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人

② 適用期間とは？

令和３年８月２日から令和６年３月３１日までの期間

③ 事業承継等事前調査とは？

M&Aによる譲受側が譲渡し側に対して行う調査で、法務、財務、税務その他の観点から、引き継ぐ経営資源について損害が生ずるおそれがないか調査を行うもので、一般的にデュー・デリジェンス（DD）と呼ばれるものです。

認定にあたっては、十分な事前調査を実施する予定かどうか、「事業承継等事前調査チェックシート」を元に確認を行います。

④ 対象となる行為類型

株式等の取得（取得価額10億円以下に限る）であって、事業の承継を伴うもの

※　「事業の承継を伴う」取組みであることが必要です。
① 同一の者に支配された法人間での事業の移転等、実質的に事業の承継といえないものは除かれます。具体的には、承継される企業と承継する企業を直接又は間接に支配している者が、同一の者である場合には、「事業の承継を伴う」ものとはいえず、対象となりません。
② 事業を承継させる側の経営者と事業を承継する側の経営者が親族関係にない場合であれば、認定対象となり得ます。事業の承継を伴う取組の考え方については、「中小企業の経営資源集約化に資する税制　Q&A」Q13,14をご参照ください。

⑤ 積立額

取得価額の７０％を限度に、任意の金額を積み立てることができます。

※　取得価額とは、その購入の代価であり、購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額となります。

⑥ 取崩要件

下記の事由が発生した場合、取崩要件に該当します。

・経営力向上計画の認定を取り消された場合（全額）
・取得した株式を売却等を行うことで所有しなくなった場合（全額または相当分）
・株式を取得した法人が合併により合併法人に当該株式を移転した場合（全額）
・取得した株式を発行する法人が解散した場合（全額）
・取得した株式の帳簿価額を減額した場合（相当分）
・株式を取得した法人が解散した場合（全額）
・株式を取得した法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は取り止めた場合（全額）
・それ以外の場合において準備金を取り崩した場合（相当分）

（2）適用手続き

① **計画認定**

経営力向上の内容に株式取得を含み、かつ事業承継等事前調査の内容を記載した経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。申請時に、併せて事業承継等事前調査チェックシートを作成し、添付してください。

② **株式取得の実行**

認定計画の内容に従って株式取得を実行した後、事業承継等を実施したこと及び事業承継等事前調査の内容について報告し、確認書を受け取ってください。

③ **税制措置の適用**

税法上の要件を満たす場合には、税務申告において準備金積立額について損金算入ができます。税務申告に際しては、①の申請書、①の認定書、②の確認書（いずれも写し）を添付してください。

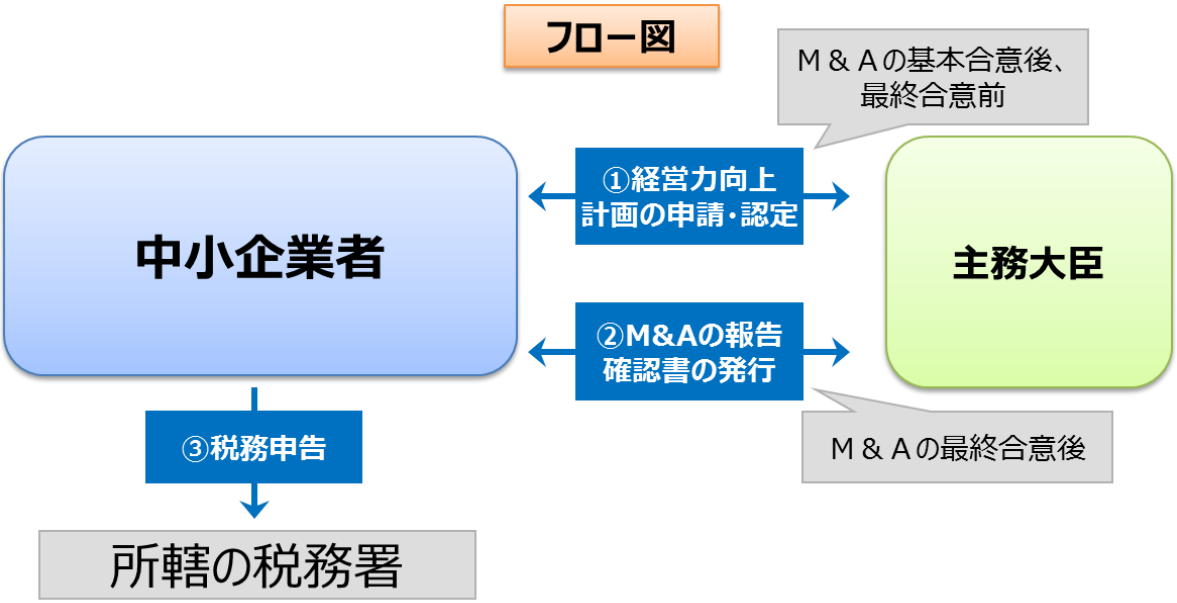

3．金融支援

経営力向上計画が認定された事業者は、政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する通常とは別枠での信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援などを受けることができます。

（1）各種金融支援の概要

① 日本政策金融公庫による融資　**特定事業者向け**

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、融資を受ける事ができます。

貸付金利

（中小企業事業）基準利率（ただし、設備資金（土地及び建物に係る資金を除く）については、2億7,000万円を限度として特別利率②）
（国民生活事業）基準利率（ただし、設備資金（土地及び建物に係る資金を除く）については、特別利率B）

※基準利率及び特別利率については、日本政策金融公庫のHPをご参照ください。

貸付限度額

（中小企業事業）　7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
（国民生活事業）　7,200万円（うち運転資金4,800万円）

貸付期間

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内(据置期間2年以内)

※沖縄県の事業者の方は、沖縄振興開発金融公庫の融資がご利用いただけます。
具体的な融資条件等は、同公庫にお問い合わせください。

② 中小企業信用保険法の特例　**特定事業者向け**

特定事業者は、経営力向上計画の実行（※）にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

（※）新商品・新サービスなど「自社にとって新しい取組」（新事業活動）及びM&A等による事業承継（デューデリジェンスを含む）に限ります。

保証限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	

（※）経営力向上計画において、一定の財務要件を満たすことの認定を受けた企業であって、事業承継等に必要な資金に係る信用保証の申込において、保証申込み直前の事業年度決算においても一定の財務要件等を満たす場合には、経営者保証は不要。

③ 中小企業投資育成株式会社法の特例　**特定事業者向け**

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（特定事業者）も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

④ 日本政策金融公庫（中小企業事業）による スタンドバイ・クレジット

特定事業者向け

経営力向上計画の認定を受けた特定事業者(国内親会社)の海外支店又は海外子会社が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫が信用状を発行し、海外での円滑な資金調達を支援します。

〇補償限度額：１法人あたり最大４億5000万円
〇融資期間　：１～５年

⑤ 日本政策金融公庫（中小企業事業）による クロスボーダーローン

特定事業者向け

経営力向上計画の認定を受けた特定事業者（国内親会社）の海外子会社は、経営力向上計画等の実施に必要な設備資金および運転資金について、直接融資を受ける事ができます。

貸付金利	基準利率　（ただし４億円を限度として特別利率③） ※基準利率及び特別利率については、日本政策金融公庫のHPをご参照ください。
貸付限度額	14 億4,０００万円（長期運転資金の場合は、９億６千万円）
貸付期間	設備資金20 年以内（うち据置期間２年以内） 運転資金 ７年以内（うち据置期間２年以内） ※米ドルの場合は15 年以内となります。

※沖縄県の事業者の方は、沖縄振興開発金融公庫の融資がご利用いただけます。
具体的な融資条件等は、同公庫にお問い合わせください。

⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証

特定事業者等向け（特定事業者除く）

従業員数2千人以下の特定事業者等（※）が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、最大50億円の借入に対応）の債務の保証を受けられます。

（※）特定事業者は含まれません。

⑦ 食品等流通合理化促進機構による債務保証

特定事業者等向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証を使えない場合や巨額の資金調達が必要となる場合に、食品等流通合理化促進機構による債務の保証を受けられます。

３．金融支援

適用対象者　※①～⑦の番号はＰ.１８からの各種金融支援の番号と一致しています。

定義	特定事業者等（中小企業等経営強化法第2条第6項）	
	ア．特定事業者等・その他政令で定める法人（※１）（イに該当する者を除く）	イ．特定事業者（※２）
	従業員数2000人以下の会社及び個人	（※２）【特定事業者の定義】のとおり
経営力向上計画の認定	○	○
① 日本政策金融公庫による融資 ② 中小企業信用保険法の特例 ③ 中小企業投資育成株式会社法の特例 ④ 日本政策金融公庫による スタンドバイ・クレジット ⑤ 日本政策金融公庫による クロスボーダーローン	×	○
⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証	○	×
⑦ 食品等流通合理化促進機構による債務保証（食品製造業者等のみ対象）	○	○

※１【「その他政令で定める法人」の定義】

特定事業者以外に、医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人についても、従業員数2000人以下の要件を満たす場合は、特定事業者等の範囲に含まれます。

※2【特定事業者の定義】

	製造業その他	卸売業	小売業、サービス業	政令指定業種（※左記の業種のうち、特別に政令で基準を定めている業種） ソフトウェア業、情報処理サービス業又は旅館業
従業員数	500人以下	400人以下	300人以下	500人以下

３．金融支援

P.２０に記載された支援措置対象者について、２０２２年度までに経営力向上計画の認定を受けた方については、引き続き以下の区分において支援措置の活用が可能となります

適用対象者

※①～⑦の番号はP.１８からの各種金融支援の番号と一致しています。

定義	中小企業者等（中小企業等経営強化法第2条第2項）	
	ア．中堅企業・その他政令で定める法人（※１）（イに該当する者を除く）	イ．中小企業者（※２）
	資本金10億円以下の会社又は従業員数2000人以下の会社及び個人	（※２）【中小企業者の定義】のとおり
経営力向上計画の認定	○	○
① 日本政策金融公庫による融資 ② 中小企業信用保険法の特例 ③ 中小企業投資育成株式会社法の特例 ④ 日本政策金融公庫による スタンドバイ・クレジット ⑤ 日本政策金融公庫による クロスボーダーローン	×	○
⑥ 中小企業基盤整備機構による債務保証	○	×
⑦ 食品等流通合理化促進機構による債務保証（食品製造業者等のみ対象）	○	○

※１【「その他政令で定める法人」の定義】

中小企業者以外に、医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）、社会福祉法人、特定非営利活動法人についても、資本金若しくは出資の総額が10億円以下又は従業員数2000人以下（資本・出資を有しない場合）の要件を満たす場合は、中小企業者等の範囲に含まれます。

※2【中小企業者の定義】

		製造業その他	卸売業	小売業	サービス業	政令指定業種（※左記の業種のうち、特別に政令で基準を定めている業種）		
						ゴム製品製造業	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	旅館業
資本金	右欄の上下どちらかで判断	3億円以下	1億円以下	5000万円以下	5000万円以下	3億円以下	3億円以下	5000万円以下
従業員数		300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	900人以下	300人以下	200人以下

3．金融支援

（2）適用手続き

各種金融支援のご活用を検討している場合は、経営力向上計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。
※①～⑦の番号はP.１８，１９の各種金融支援の番号と一致しています。

番号	機関の名称／問い合わせ窓口	電話
①・④・⑤	（株）日本政策金融公庫　事業資金ダイヤル	0120-154-505
①’	（株）沖縄振興開発金融公庫　融資第二部 中小企業融資第一班・中小企業融資第二班	098-941-1785 098-941-1795
②	各都道府県の信用保証協会 または(一社)全国信用保証協会連合会	各都道府県の信用保証協会 または　03-6823-1200
③	東京中小企業投資育成株式会社 （新潟・長野・静岡以東の18都道県に本社を置いている企業）	03-5469-1811（代）
	名古屋中小企業投資育成株式会社 （愛知・岐阜・三重・富山・石川の5県に本社を置いている企業）	052-581-9541（代）
	大阪中小企業投資育成株式会社 （福井・滋賀・奈良・和歌山以西の24府県に本社を置いている企業）	06-6459-1700（代） （九州支社： 092-724-0651（代））
⑥	独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部事業基盤支援課	03-5470-1575
⑦	（公財）食品等流通合理化促進機構　業務部	03-5809-2176

注意事項　金融機関及び信用保証協会の融資・保証の審査は、担当省庁による経営力向上計画の認定審査とは別に行います。認定を取得しても融資・保証を受けられない場合があります。

4．法的支援

（1）各種法的支援の概要

実施する事業承継等の内容と、利用可能な支援措置の関係は、以下のとおりです。

実施する「事業承継等」の内容	合併／会社分割	事業譲渡	事業協同組合等の設立
①許認可承継の特例	○	○	―
②組合発起人数の特例	―	―	○
③事業譲渡の際の免責的債務引受けの特例	―	○	―

4．法的支援

① 許認可承継の特例

事業承継等を行うことを記載内容に含む経営力向上計画の認定を受けた上で、その内容に従い、以下のいずれかの許認可事業を承継する場合には、承継される側の事業者から、当該許認可に係る地位をそのまま引き継ぐことができます。

旅館業／建設業／火薬類製造業・火薬類販売業／
一般旅客自動車運送事業／一般貨物自動車運送事業／
一般ガス導管事業

※　各許認可の根拠規定は、以下のとおりです。
旅館業：旅館業法第３条第１項、建設業：建設業法第３条第１項、火薬類製造業・火薬類販売業：火薬類取締法第３条・第５条、一般旅客自動車運送事業：道路運送法第４条第１項、一般貨物自動車運送事業：貨物自動車運送事業法第３条、一般ガス導管事業：ガス事業法第３５条

②　組合発起人数の特例

組合の組成を記載内容に含む経営力向上計画の認定を受けた上で、その内容に従い、事業協同組合、企業組合又は協業組合を設立する場合には、通常、最低4人必要とされている発起人の人数が、3人でも可となります。

③　事業譲渡の際の免責的債務引受けの特例

通常、企業が事業譲渡により債務を移転するには、債権者から個別に同意を得る必要があり、この同意がない場合には、事業譲渡をした企業は債務を免れないこととなります。

事業譲渡を行って他者から取得する経営資源を活用する取組みについて計画認定を受けた場合、企業が債権者に対して通知（催告）し、1ヵ月以内に返事がなければ債権者の同意があったものとみなすことができ、より簡略な手続きにより債務を移転することができます。

この支援の措置の適用対象となるのは、①「事業承継等」として、<u>事業譲渡を行う場合</u>であって、②<u>承継される側の特定事業者が株式会社であるとき</u>に限られますので、ご注意ください。

（２）適用手続き

（２－１）許認可承継の特例

①　事前相談

本支援措置によって許認可を引き継ぐ場合にも、許認可を所管する省庁の判断が介在しますので、円滑に認定を受けていただくためにも、許認可を所管する行政庁に事前にご相談ください。許認可を所管する省庁から、質問や資料提出の求めがあった場合、回答・提出にご協力いただけますようお願いいたします。

＜手続きの流れ（図）＞

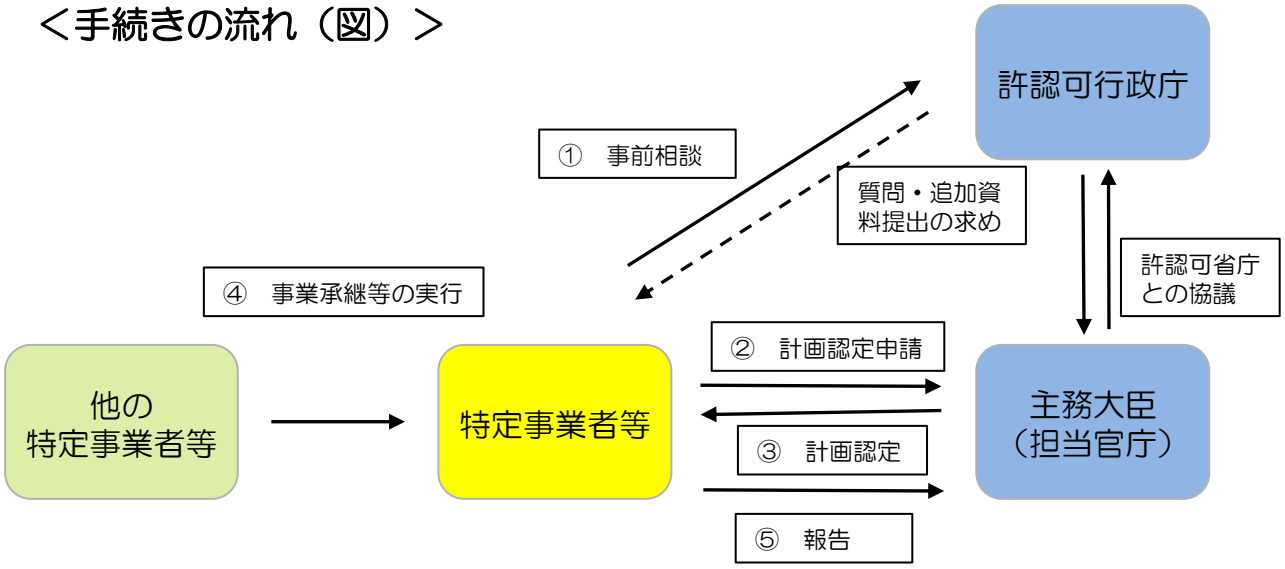

② 計画認定申請

事業を引き継ぐためのスキームや、許認可承継の特例を利用したい旨（申請様式の「９　特定許認可等に基づく被承継等特定事業者等の地位」の欄）を記載して、経営力向上計画を策定し、申請窓口に対して申請を行ってください。

許認可承継の特例の適用を求める認定申請があった場合、当該申請を受け付けた省庁は、当該許認可を所管する行政庁への協議を行います。許認可を所管する行政庁から、この段階で質問や追加資料提出の求めがあった場合には、ご対応ください。

③ 計画認定

計画の認定を受け、認定書の交付を受けてください。

④ 事業承継等の実行

認定計画に記載された内容に従い、事業承継等を実行してください。それにより当然に、承継される側の事業者が有していた業法上の許認可に係る地位が、承継する側の事業者に引き継がれます。

⑤ 報告

事業承継等を実行した後は、遅滞なく、計画認定を行った省庁に対して、報告を行う必要があります。

（２－２）組合発起人数の特例

適用対象

経営力向上計画において、「事業承継等」として、①事業協同組合、②企業組合又は③協業組合の設立を記載しており、他の事業者と経営資源を共同で利用することにより生産性を向上させる取り組みを行う事業者

適用手続き

①　計画認定

次に記載する組合設立の認可申請に先立って、組合の設立を内容に含む経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。認定を受けた後2か月以内に、②の組合設立の認可申請を行う必要があります。

②　組合設立の認可申請、設立登記手続

事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立に当たっては、組合の設立登記に先立って、所管行政庁から設立の認可を受けなければなりません。この際、通常の添付書類に加えて、経営力向上計画に係る(i)認定書の写し及び(ii)経営力向上計画の写しを添付することによって、発起人の人数が3人であっても、設立認可を受けることが可能になります。認可を受けた後、設立登記手続きを行ってください。

（２－３）事業譲渡の場合の債権者の異議の催告

①　計画認定

事業譲渡の実行に先立って、事業譲渡により他の特定事業者等（株式会社）から経営資源を取得することを内容に含む経営力向上計画を策定し、認定を受けてください。

②　事業譲渡に係る組織決定（承継される側の企業）

承継される側の中小企業（株式会社）において、会社法の規定及び会社の内部規程に従い、(i) 取締役会の決議、(ii) 株主総会の決議、又は(iii)執行役の決定を経てください。

（２－３）事業譲渡の場合の債権者の異議の催告（続き）

③　債権者に対する催告（承継される側の企業）

承継される側の企業から、当該企業に対して債権を有する債権者（※）に対して、催告を行います。催告においては、1か月以上の催告期間を定めて、事業譲渡の実行に反対する場合には、当該期間内に、異議を申し出ることができる旨を通知します。

※　事業譲渡が実行された場合に、承継される側の事業者に対して債務の履行を請求できない（それまで債務者でなかった、承継する側の事業者に対してしか債務の履行を請求できない）こととされる債権者に対して催告を行います。

④　異議の申出

催告期間内に異議を述べた債権者に対しては、承継される側の企業は、①債務を弁済するか、②担保を提供するか、③弁済をするために信託会社又は金融機関に財産を信託する必要があります（但し、弁済期や債権額、財務状態などを考慮して、異議を述べた債権者を害するおそれがないと認められる場合には、①～③のいずれも行う必要はありません。）。

⑤　催告期間の経過

催告期間内に異議を述べなかった場合、債権者は債権の移転に同意したものとみなされます。以後その債権者は、事業を引き継いだ事業者に対してしか、支払いその他の債務の履行を求めることができません。

⑥　事業譲渡の実行

催告期間の経過後に事業譲渡を実行することにより、債務の移転に関する権利関係を明確化しておくことができます。

⑦　報告

事業譲渡を実行した後は、遅滞なく、計画認定を行った省庁に対して、報告を行う必要があります。

5．ホームページ・問い合わせ先

＜ホームページ＞

経営強化法　中小企業庁

経営強化法による支援

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html

（中小企業庁ＨＰ　→　経営サポート　→　経営強化法による支援）

＜問い合わせ先＞

○中小企業等経営強化法に基づく税制措置について

中小企業税制サポートセンター

TEL: 03-6281-9821（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

○経営力向上計画について

中小企業庁 事業環境部 企画課

TEL: 03-3501-1957（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

中小企業庁 事業環境部 財務課（「事業承継等」について）

TEL: 03-3501-5803（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

※ 個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせにはご対応しかねます。

※ 申請者や、その支援機関以外の方のお問い合わせはご遠慮ください。

四国運輸局　自動車技術安全部　組織のご案内

自動車技術安全部	〒760－0019 香川県高松市サンポート3番33号高松サンポート合同庁舎南館 【FAX】087－802－6787	
整備・保安課	【TEL】087－802－6783	自動車整備事業の認証、指定自動車整備事業の指定及び指導監督
技術課	【TEL】087－802－6785	自動車検査、型式の認定、基準緩和、欠陥車監視、街頭検査
管理業務調整官	【TEL】087－802－6782	自動車の登録・自動車の統計
保安・環境調整官	【TEL】087－802－6786	事故防止対策、公害防止など環境対策

リコールについての相談窓口、情報提供窓口

○各運輸支局　検査整備保安担当

○四国運輸局　自動車技術安全部　技術課

○自動車の不具合情報ホットライン

フリーダイヤル　0120－744－960（年中無休・24時間）

（オペレータ受付時間　平日9:30～12:00　13:00～17:30）

HP：http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/index.html

○国土交通省　自動車局　審査・リコール課

〒100－8918
東京都千代田区霞が関2－1－3　中央合同庁舎3号館
【TEL】03－5253－8111　【FAX】03－5253－1640

運輸支局　組織のご案内

●徳島運輸支局（応神庁舎）

〒771－1156
徳島県徳島市応神町応神産業団地1－1

【輸送・監査部門】　【TEL】088－641－4811
【FAX】088－641－4814

【登録・検査ヘルプデスク】　【TEL】050－5540－2074

【検査整備保安部門】　【TEL】088－641－4813
【FAX】088－641－4820（登録、検査整備保安部門）

●香川運輸支局

〒761－8023
香川県高松市鬼無町字佐藤20－1

【企画観光・輸送・監査部門】　【TEL】087－882－1357
【FAX】087－882－4033

【登録・検査ヘルプデスク】　【TEL】050－5540－2075

【検査整備保安部門】　【TEL】087－882－1355
【FAX】087－882－4041（登録、検査整備保安部門）

●愛媛運輸支局

〒791－1113
愛媛県松山市森松町1070

【輸送・監査部門】　【TEL】089－956－1563
【FAX】089－957－9035

【登録・検査ヘルプデスク】　【TEL】050－5540－2076

【検査整備保安部門】　【TEL】089－956－1561
【FAX】089－969－0556（登録、検査整備保安部門）

●高知運輸支局（大津庁舎）

〒781－5103
高知県高知市大津乙1879－1

【輸送・監査部門】　【TEL】088－866－7311
【FAX】088－866－7310

【登録・検査ヘルプデスク】　【TEL】050－5540－2077

【検査整備保安部門】　【TEL】088－866－7313
【FAX】088－866－7315（登録、検査整備保安部門）

独立行政法人自動車技術総合機構　組織のご案内

●四国検査部

〒761－8023
香川県高松市鬼無町字佐藤20－1

【TEL】087－882－1372
【FAX】087－842－5075

●徳島事務所

〒771－1156
徳島県徳島市応神町応神産業団地1－1

【TEL】088－641－6465
【FAX】088－641－6476

●愛媛事務所

〒791－1113
愛媛県松山市森松町1070

【TEL】089－956－2809
【FAX】089－956－2812

●高知事務所

〒781－5103
高知県高知市大津乙1879－1

【TEL】088－804－5203
【FAX】088－804－5245

軽自動車検査協会　組織のご案内

●香川主管事務所

〒769－0103
香川県高松市国分寺町福家甲1258－18

【TEL】050－3816－3122
【FAX】087－870－6596

●徳島事務所

〒771－1156
徳島県徳島市応神町応神産業団地1－3

【TEL】050－3816－3123
【FAX】088－683－3646

●愛媛事務所

〒791－1112
愛媛県松山市南高井町1814－2

【TEL】050－3816－3124
【FAX】089－905－9782

●高知事務所

〒781－0270
高知県高知市長浜3106－2

【TEL】050－3816－3125
【FAX】088－837－9762

国土交通省以外のお問い合わせ先等

●公益財団法人　自動車製造物責任相談センター

〒100－0011
東京都千代田区内幸町2丁目2－3日比谷国際ビル18階
○フリーダイヤル　0120－028－222
○【FAX】03－3502－0286
（平日　10時30分～12時、13時～16時）

●香川県消費生活センター

〒760－8570
香川県高松市番町四丁目1番10（県庁東館2階）
○【TEL】087－832－3790
○【FAX】087－861－3291
○相談専用電話087－833－0999
（平日　8時30分～17時）

●徳島県消費者情報センター

〒770－0851
徳島県徳島市徳島町城内2番地1　とくぎんトモニプラザ（徳島県青少年センター）5階
○【TEL】088－623－0110
○【FAX】088－623－0174
平日（水曜日を除く）9時～18時、土曜日・日曜日9時～16時
休所日：水曜日・祝日・年末年始

●愛媛県消費生活センター

〒791－8014
愛媛県松山市山越町450番地（愛媛県男女共同参画センター1階）
○【TEL】089－926－2603
○【FAX】089－946－5539
○相談専用電話089－925－3700
平日（水曜日を除く）9時～17時、水曜日9時～19時
土・日、祝日、年末年始は休み

●高知県消費生活センター

〒780－0935
高知県高知市旭町3丁目115番　こうち男女共同参画センター　ソーレ2階
○【TEL】088－824－0999
○【FAX】088－822－5619
相談電話：日～金曜日9時～16時45分
土曜日・祝日・年末年始は休み

主なメーカーお客様相談窓口一覧

●いすゞ自動車（株）	【TEL】0120－119－113
●スズキ（株）	【TEL】0120－402－253
●ダイハツ工業(株)	【TEL】0800－500－0182
●トヨタ自動車（株）	【TEL】0800－700－7700
●日産自動車（株）	【TEL】0120－315－232
●UDトラックス（株）	【TEL】0120－67－2301
●日野自動車（株）	【TEL】0120－106－558
●（株）SUBARU	【TEL】0120－052－215
●本田技研工業（株）	【TEL】0120－112－010（クルマ） 【TEL】0120－086－819（バイク）
●マツダ(株)	【TEL】0120－386－919
●三菱自動車工業(株)	【TEL】0120－324－860
●三菱ふそうトラック・バス(株)	【TEL】0120－324－230
●(株)カワサキモータースジャパン	【TEL】0120－400－819
●ヤマハ発動機(株)	【TEL】0120－090－819

その他

●日本自動車輸入組合	〒105－0014 東京都港区芝3－1－15　芝ボートビル5階 【TEL】03－5765－6811

（参考）

自動車検査証の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

令和2年10月改正

対象車種		点検区分等	定期点検の間隔 3か月（別表3）	3か月（別表4）	6か月（別表5）	6か月（別表5の2）	1年（別表6）	1年（別表7）	車検証の有効期間 初回	2回目以降	備考（主な車種など）
運送事業用	旅客	普通・小型	○						1年	←	バス、タクシー、ハイヤー
		軽	○						2年	←	軽福祉タクシー
	貨物	GVW 8t以上	○						1年	←	貨物運送事業者のトラック（3輪車を含む）
		GVW 8t以上（被牽引車）		○					1年	←	
		GVW 8t未満	○						2年	1年	
		GVW 8t未満（被牽引車）		○					2年	1年	
	軽（旅客を除く）						●		2年	←	
	2輪							●	3年	2年	
	霊柩	通常タイプ	○						2年	←	霊柩車
		定員11名以上	○						1年	←	霊柩車バス形状
レンタカー	貨物	GVW 8t以上	○						1年	←	トラック（3輪を含む）
		GVW 8t以上（被牽引車）		○					1年	←	
		GVW 8t未満	○						2年	1年	
		GVW 8t未満（被牽引車）		○					2年	1年	
		軽			○				2年	←	
	定員11名以上		○						1年	←	マイクロバス
	幼児専用車		○						1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型			○				2年	1年	マイカー型
		軽			○				2年	←	
		3輪	○						2年	1年	
	2輪	小型				○			2年	1年	250ccを超えるバイク（3輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車				○			なし	←	250cc以下のバイク（3輪バイクを含む）
	特種	普通・小型	○						2年	1年	キャンピングカー
		貨物 GVW 8t以上	○						1年	←	タンク車、冷蔵冷凍車
		貨物 GVW 8t以上（被牽引車）		○					1年	←	
		貨物 GVW 8t未満	○						2年	1年	
		貨物 GVW 8t未満（被牽引車）		○					2年	1年	
		軽			○				2年	←	
	大特	GVW 8t以上	○						2年	1年	ホイール・クレーン
		GVW 8t未満	○						2年	1年	フォーク・リフト
		貨物 GVW 8t以上	○						1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
		貨物 GVW 8t以上（被牽引車）		○					1年	←	
		貨物 GVW 8t未満	○						2年	1年	
		貨物 GVW 8t未満（被牽引車）		○					2年	1年	
	検査対象外軽自動車		○						なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車
自家用自動車	貨物	GVW 8t以上	○						1年	←	トラック（3輪を含む）
		GVW 8t以上（被牽引車）		○					1年	←	
		GVW 8t未満			○				2年	1年	
		GVW 8t未満（被牽引車）			○				2年	1年	
		軽					●		2年	←	
	定員11名以上		○						1年	←	バス、マイクロバス
	幼児専用車				○				1年	←	園児送迎車
	乗用	普通・小型					●		3年	2年	一般の乗用車（マイカー）
		軽					●		3年	2年	
		3輪			○				2年	←	
	2輪	小型						●	3年	2年	250ccを超えるバイク（3輪バイクを含む）
		検査対象外軽自動車						●	なし	←	250cc以下のバイク（3輪バイクを含む）
	特種	GVW 8t以上	○						2年	←	キャンピング車、教習車（乗用）、消防車
		GVW 8t未満			○				2年	←	
		貨物 GVW 8t以上	○						1年	←	タンク車、給水車、現金輸送車、コンクリートミキサー車、ポート・トレーラ、冷蔵冷凍車、活魚運搬車、散水車、塵芥車
		貨物 GVW 8t以上（被牽引車）		○					1年	←	
		貨物 GVW 8t未満			○				2年	1年	
		貨物 GVW 8t未満（被牽引車）			○				2年	1年	
		軽					●		2年	←	
	大特	GVW 8t以上	○						2年	←	ホイール・クレーン
		GVW 8t未満			○				2年	←	フォーク・リフト
		貨物 GVW 8t以上	○						1年	←	ストラドル・キャリヤ、ポール・トレーラ
		貨物 GVW 8t以上（被牽引車）		○					1年	←	
		貨物 GVW 8t未満			○				2年	1年	
		貨物 GVW 8t未満（被牽引車）			○				2年	1年	
	検査対象外軽自動車				○				なし	←	そり付、カタピラ付軽自動車

（注）1．点検整備記録簿の保存期間は ●印：2年 ○印：1年
2．GVW：車両総重量